

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	720	02.農業・農地	都道府県	徳島県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地の転用に關する事務	農林水産大臣許可要件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。	大臣転用要件については、都道府県を經由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の実情(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における地方の役割分担については、以下のおお、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、農用地区域内の農地の確保に関する事項に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の場等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成29年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の開存等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事の同意の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開存許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	721	09.土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編 施設機能向上事業(ロ-3-2)	防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-1)」に該当する事業であって、左限除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえて、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではない。との認識が共有された。また、国家として「インフラ長寿命化計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当するとの判断が行われている。この交付対象事業から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多額の所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、具管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%しか適用できない。)	
H26	722	09.土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、鳥取県、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編 環境改良事業(ロ-3-15)	防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P360の「3. 交付対象事業」中の「(イ)総事業費が概ね4億円以上…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえて、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではない。との認識が共有された。また、国家として「インフラ長寿命化計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」上の制約が行われている。この交付対象事業の要件を「…1.5億円以上」と規制緩和が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	
H26	723	09.土木・建築	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編 砂防設備等緊急改修事業(ロ-8-1)中)	防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区间以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改修事業」の「(イ)昭和52年以前の技術基準に上り設計されており、土石流に対しては」現在の技術基準に照らしてに拡充。 総合防災事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準に上り設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されている」砂防設備に該当することとなっており、土石流区間の砂防堤堰等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改修の採択要件に合致しない施設を単年度で対応するのは難しい。 緊急改修の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保と民生の安定を図ることができる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	724	05.教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、和歌山県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	小中学校の給食センターから保育所への給食搬入に関する規制緩和	小学校、中学校の給食センターから、保育所に給食を搬入することができるよう、国の規制を緩和すること	保育所においては、3歳未満児に対する給食の外部搬入は原則として認められていない。本県では、特に過疎地域において、保・小・中一貫教育に取り組んでおり、この取組みをさらに推進するに当たり、保育所の給食を小学校、中学校の給食センターから搬入できるよう、国の規制を緩和する。	【再掲】 【厚生労働省】 ①児童福祉法(昭22法164) ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、保育所に係る基準については、次のとおりとする。 ・保育所における食事の提供(同基準11条1項)に関し、3歳未満児に対する給食の外部搬入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
H26	725	03.医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基礎型当座障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準別表第6の2等	重度障害者の地域生活支援を行うための報酬体系の見直し	医療依存度や介護の困難性が高い者が利用する事業所の報酬体系を見直すこと 具体的には、①現行の人員配置体制加算(1)の配置基準を総て手厚い人員配置をしている事業所に対する加算区分の新設、②「重症心身障害者対応看護師配置加算」の新設、③「強度行動障害者通所特別支援加算」の新設を図ること。	【支障事例】 重症心身障害者を多数受入れている生活介護事業所では、看護師は約3人(運営基準では、“常勤・非常勤を問わず1人匡ぐ”となっているのみ。)、生活支援員は1:1対応に近い人員配置を行っており、こうした事業所に対して、報酬に上乗せ補助を行っている。 【制度改正の必要性】 重症心身障害者への支援にあたっては密度の高い医療的なケアが求められ、また強度行動障害者の支援にあたっては常時見守りが必要であることから、こうした重度障害者への適切な支援を行うためには、現行の報酬基準では対応が困難であり、現場の実態に即した報酬体系への見直しが必要である。	
H26	726	03.医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表第3-1等 社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金管理運営要綱別表2	重度障害者の地域生活支援を支える施設整備基準等の見直し	社会福祉施設等施設整備費(国庫負担(補助)基準)を見直すこと 具体的には、①「共同生活介護・共同生活援助(グループホーム)の整備基準(単価)」、重度障害者対応事業所を対象とした区分の新設、②「生活介護」の整備基準(単価)に、重度障害者対応事業所を対象とした区分の新設を図ること。 社会福祉施設等耐震化等臨時特別交付金交付基準(単価)を見直すこと。 具体的には、グループホームのスプリンクラー等整備における基準単価の見直しを図ること。	【支障事例】 本県では、重症心身障害者等に対応した生活介護事業所やグループホームの整備を促進するため、特殊浴槽等設備の整備等の補助の増し経費の補助を行っている。 【制度改正の必要性】 ストレッチャー等を利用することが多い重症心身障害者が通所事業所やグループホームを利用するにあたっては、特殊浴槽の設置のほか、廊下や部屋等のスペースも広く必要がある。 災害時の対応にあたっては、スプリンクラーの設置など施設設備面での対応も重要である。 重症心身障害者や強度行動障害者等の重度の障害がある人が、身近な地域で継続した生活を送るためには、こうした人たちを受け入れることができるための施設整備と、それを支援するための制度見直しが必要である。	
H26	727	02.農業・農地	都道府県	徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	大豆・小麦生産体制緊急整備事業実施要綱	大豆・小麦生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことにより、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に限り、その意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することができる。	
H26	729	11.その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第14条	条例制定権の抜本的な拡大	地方のことは地方で決まることが基本となるよう、法律の実施規定を「包括的に条例に委任」する一般原則・基準を定めること。	【制度改正の必要性】 これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導の下で進められ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の実情に応じた制度設計が行えるよう、抜本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること。特に法律の規定(例:包括委任規定)を根拠として政令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例委任すること。	
H26	730	11.その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方財政法第5条、第5条の3、第5条の4	地方債制度の見直し	成果指標と結果に基づく目標管理型の新たな地方債制度への転換 ・地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換 ・成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度 ・地方分権時代にあふむわしい、地方の裁量と責任を尊重した制度	【制度改正の必要性】 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限がある。 また、地方債が正しく使用されているかが重視されており、施策目的達成のために有効かといった観点での制度になっていない。 【制度改正の内容】 地方債の使途ではなく、効果を重視した制度への転換を図り、地方自治体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	731	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の2から86条の5まで	災害対応時における包括的な適用除外措置	災害対応に係る平常時の規制適用除外にあたっては、災害対策基本法第86条の2から86条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第86条の2~86条の5の新設が、個別にレベルの設定列挙に留まっている。法改正により新しい道、遠方圏でやっである。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政令で無数に定められている。緊急時対応の場において、政令を含めた一連の規制をクリアするためには、“包括的な”適用除外措置が可能となるようには仕組みが必要である。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び政令を一時停止・緩和するよう包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりむべき事項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。 【支障事例】東日本大震災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていたが「いかに(揮発油等の品質の確保等に関する法律)の規格緩和)	
H26	732	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条	災害救助法に係る救助の程度、方法及び期間の決定権限の地方委任	災害救助法について、救助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に依り都道府県知事が定められ、同条第2項では、内閣総理大臣の定める基準での救助の実施が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた救助を、地方公共団体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 【支障事例】前法に基づく緊急救助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な救助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされており、国の見解としては、現行制度においても被災地の実情に応じて弾力的な運用が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害救助の支障となっている。 【懸念の解消策】国による関与は、例えば、精算監査等の事後チェックで救助の実施を確認することにより、事後的に責任を果たせるのではない。 【制度改正の内容】地方が地域の実情に応じて主体的に救助できる仕組みを検討すべき。 【国の施策との関連】「防災対策推進検討会議最終報告」(H24.7.13)16ページにおいては、各種救助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い勝手の良い制度に改めるべきである旨が言及されている。	
H26	733	05.教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、厚生労働省	対象外	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)第1条第二号 大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)別表第一ロ	医学部新設等医師養成に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	医学部新設に関する規制緩和 医学部定員の上限に関する規制緩和	【制度改正の必要性】本県の平成24年末現在における人口10万人当たり医師数は195.1人で、全国平均(237.8人)と比較し約43人少ない(全国第42位)とっており、全国との格差は広がる傾向にあると、医師の絶対数不足が深刻。医療の高度化や専門化等により、外科、産科、産婦人科、麻酔科などの人口10万人当たり医師数は、それぞれ全国順位第46位、第43位、第41位と特定診療科の医師が不足しており、救急医療や出産などへの影響が懸念。本県の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 【支障事例】現在、医学部の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 医学部定員についても、H20以降臨時的に増員が図られているもの、大学設置基準(昭和31年文部科学省第28号)により、現在140人の上限となっている。 【制度改正の内容】こうした規制を廃止又は緩和し、地域の実情に応じて医師養成数の増を可能とすることが必要である。	
H26	734	06.環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省、経済産業省(資源エネルギー庁)	対象外	環境影響評価法 環境影響評価法施行令	再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。	【制度改正の必要性】平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配電書手続が導入され、環境アセスメントの手続に3~4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能エネルギーへの導入拡大の障壁となっている。 【制度改正の内容】再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 【国の施策との関連】国(資源エネルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	
H26	735	05.教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法附則第5条 地方独立行政法人法第21条第2号	公立大学法人の附属幼稚園の設置	公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	【制度改正の必要性】公立大学法は、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができないと定められているが、実践的な能力を持つ幼稚園教諭を養成するためには、大学と教育や研究面で十分な連携が図れる附属幼稚園を、公立大学法人が設置できるよう制度改正が必要である。 【支障事例】平成21年に新潟県立女子短大を4年制大学化し、設置運営を公立大学法人が行うに当たり、同短大の附属幼稚園を法人に引き継ぐことができず、当該幼稚園を県の機関として残さざるを得なかった。附属幼稚園から県立幼稚園になったために生じる問題点として、次のとおりである。 1 幼稚園の組織体制について、法人化前は大学教職員により幼稚園の園長を含む組織編成ができたが、法人化後は県立高校の校長を園長職務とするのが体制となっているのが現状である。 2 次の理由から、県立大学の教育実習等の日程調整が難しくなっている。 県実施の職職12年経験者の研修(県立幼稚園も会場となる)等が優先される。附属ではなくなったため、他大学からの実習生受入れが多くなっている。 【制度改正の内容】公立大学法人が、附属幼稚園を設置できるようにする。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	736	02.農業・農地	都道府県	秋田県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	たい肥等建築コストガイドライン(H19年2月)	たい肥等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	たい肥等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価を現行(即ち現状)に見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したもとなっている。国では、水イオン交換を要した事業費負担による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算価格の差額が増し、度々入札不当中により工事の遅れや取崩しによる費用の増大が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	6【農林水産省】 (18)たい肥等建築コストガイドライン たい肥等建築コストガイドラインについては、たい肥等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要を見直しを行う。
H26	738	06.環境・衛生	中核市	豊田市	環境省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条	特定外来生物の防除活動の手段の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と土師大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続との簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うのとしているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的で他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が進んで困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】 法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	6【農林水産省(14)】【環境省(6)】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)(農林水産省と衛生) 特定外来生物の防除活動の手続については、ポランディアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実である場合を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。 【設置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)】
H26	739	06.環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2	廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により設定できるように規制緩和を行う。	【地域の実情】 現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合していれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるを得ない。 【支障事例】 豊田市内においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分場計画に対して反対署名運動が行われた。 【制度改正の必要性】 施設の技術的基準のみによって廃棄物の処理施設が許可されること、廃棄物の処理施設もつ負のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などから、廃棄物の処理施設が設置される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地産(観光)資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きな影響を受けることになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしていきたい。 【解消策】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により設定できるように、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。 【効果】 地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。	
H26	740	06.環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	騒音規制法第5条、第6条～第11条	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多く、悪質防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう法改正するとともに、当該改正に伴い、不要となる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市の全事業場数14,831(平成21年7月末実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法に係る特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業施設に係る苦情件数11件と比較して、大きな差がない。大半が大半の状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定で、数を減少する場合及び届出により届出た数の二倍以内の変更は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	
H26	741	06.環境・衛生	中核市	豊田市	環境省	B 地方に対する規制緩和	振動規制法第5条、第6条～第11条	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多く、悪質防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう法改正するとともに、当該改正に伴い、不要となる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】 本市内の全事業場数14,831(平成21年7月末実施経済センサスによる)のうち、振動規制法に係る特定工場等の数は、681(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】 平成25年度中の振動苦情件数は、12件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は3件と大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数の変更届出についても、振動規制法施行規則第6条第2項の規定で、数を減少する場合は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】 振動の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】 全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】 法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	748	02.農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農業振興地域整備計画にか かる県の同意の廃止	農業振興地域整備計画にか かる県の同意を廃止するよう規制 緩和を求め、	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかるとある規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。農地転用等、農地にかかるとある規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。 【支障事例】 本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。 これら農地規制にかかるとある手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。	
H26	749	08.消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域における要配慮者施設の単独転用を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特別措置法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側、約80人が入居する特別介護老人ホームが存在している。これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づき国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無く、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要な施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入居者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	
H26	750	02.農業・農地	中核市	豊橋市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定地域における要配慮者施設の移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域に所在する津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側、約80人が入居する特別介護老人ホームが存在している。国民の命を守ることを最優先に、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である見込まれた土地が少なく、近隣の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	
H26	751	01.土地利用(農地除く)	中核市	豊橋市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、①として「津波浸水想定特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加すること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(津波避難対策特別強化地域)に指定されている本市の三河湾側の低地帯においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関(要配慮者施設)が存在している。こうした施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能となっている。単独での高台移転は同法の特例の対象外という制度である。しかしながら、被災時における救急医療体制を確保するため地域性を踏まえたときに、該当施設の場合、市街地区域内にある程度まとまった土地が無いことから、近隣の市街地調整区域への移転が最適であると判断されるが、運用指針に記載が無いため、許可が得られない状況である。そのため、開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等関係 (18) 医療施設関係において、①として「津波浸水想定特別強化地域に指定された市町村において、津波浸水想定区域内に既に立地する第二次救急医療機関が移転する場合」を追加することにより市街地調整区域内の適地への移転許可が可能となり、被災時の救急医療が強化できる。		
H26	752	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲	農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。	【理由】 4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。 【制度改正の必要性】 全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新設設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国の事前協議開始から正式協議まで長期期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の産業振興に支障が生じている。そもそも許可基準は「農地一体」であり、面積2許可権限が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。 【改正による効果】 地域の特性を踏まえた上で、国のような縦割りでなく農政当局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにのみならず、転用面積の大小によって許可権限が変わることに合理性はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域(農地)と総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案を決定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方6団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る有効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤として、適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可に係る基礎的明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	753	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続きの簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。 攻めの農業実践緊急対策事業の補助金交付事務を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。 【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ補助金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執行している場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広域的な視点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、金支出のガバナンス強化を図ることができる。	
H26	754	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。 【現行】 耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が複雑であるため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する県地方機関による事業の周知や指導がもたせられるなど、広域的な事業効果が高まることにつながる。 また、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、金支出のガバナンス強化を図ることができる。 なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	
H26	755	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲		産地活性化総合対策事業実施要綱	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。 【現行】 商品・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。 【支援事例・効果】 実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。 実際に事業を実施した4市町では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後は約5.1haのこととなり、面積の広がりが小さかった。 したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。	4【農林水産省】 (13)産地活性化総合対策事業 国と都道府県の一層の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業の採択状況等に関する情報提供を行う。
H26	756	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲		農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	農山漁村地域の住居者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を越えず国から直接市町に交付されている。 【支援事例】 国が計画策定に関与しないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。 【改正による効果】 中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金を求めるものである。	4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことと周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	757	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 福祉・教育・観光等と連携した都市と農山村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性】 都市と農山村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えぬの疑問である。 【改正による効果】 そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県へ一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金については、農山村の活性化という趣旨が顕著しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。	4 【農林水産省】 (18) 都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に関する情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
H26	758	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。	【現行】 交流振興や福祉農園を整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。 【制度改正の必要性・効果】 都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。 また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しまたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県へ一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。 なお、「農山村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農」のある暮らしづくり交付金については、農山村の活性化という趣旨が顕著しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。 【支障事例】 都市計画区域内で施設を整備するのに必要な手続を、国が指導していたことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が分しているれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。	
H26	759	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。 【支障事例】 本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。 野菜の作付促進には、県や地域政府の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながっていない。(本県の野菜作付面積:H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha)) 【制度改正の必要性・効果】 現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。 地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようにすべきである。 また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。	4 【農林水産省】 (14) 水田活用の直接支払交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、当該都道府県の水田フル活用ビジョンを踏まえて事業実施主体から提出された事業計画等に関する情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
H26	760	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定対策等実施要綱	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。	【現行】 米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。 【制度改正の必要性】 米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。 【改正による効果】 これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を付けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。 (平成29年度までの時限措置)	
H26	761	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱	日本の食魅力再発見・利用促進事業に係る「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲	「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。	【現行】 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。 【制度改正の必要性】 都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的な事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。 【支障事例】 具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会(事務局:洲本農林)」を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パン等が構成メンバーとなり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日県に情報があり、取組内容について、「食のブランド淡路島推進協議会」と連携する部分があり、県が本事業の交付事務を行えば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となつたが、調整不足が見られた。	4 【農林水産省】 (17) 食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に関する情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	767	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	経済産業省(特許庁)	対象外	中小企業知的財産活動支援事業補助金交付要綱第2条第2項	中小企業知的財産活動支援事業補助金(中小企業外国出願支援事業)の実施主体要件の拡大	中小企業外国出願支援事業では、都道府県ごとに事業を実施することとしているが、各都道府県での事業実施主体(特許庁からの補助金交付対象)(都道府県中小企業支援センター)(※(以下「中小企業支援センター」という))に限られている。現在、中小企業支援センターに指定される機関は各都道府県に1機関のみであるが、技術や知的財産等の専門知識を有している機関が他にも存在する可能性があることから、より効果的に事業を実施するため、本事業の実施主体を1機関に限らず拡大すること。	【現行】特許庁では、中小企業の海外への出願に係る費用の一部を補助する「地域中小企業外国出願支援事業」を平成20年度から実施している(平成26年度からは「中小企業外国出願支援事業」)。特許庁は、本事業は中小企業への経営支援の一貫として実施しているとの理由によって、各都道府県での実施主体を中小企業支援センターに限り認めている。 【支障事例】兵庫県の中小企業支援センターである(公財)ひょうご産業活性化センター(以下「センター」という)は、特許に関するノウハウが十分有ていない。また、県の産業振興に係る事業を多岐にわたって実施を行うための人員が不足しているため、平成25年度まで兵庫県では本事業が実施できていなかった。平成26年度からは、本事業を実施することになったものの、センターが抱える課題が解決されていいため、県が業務の多くをサポートしながら実施する状況となっている。 一方、県内における知的財産に係る事業(「知財総合支援窓口」業務等)は県の関係団体である(公財)新産業創造研究機構(以下「NPRO」という)で実施しており、知財に関するノウハウはNPROに集約されている。 【改正による効果】本事業の実施主体を1機関に限らず、県の実情にあわせて、県内で中小企業の支援等を行い、かつ知的財産に関するノウハウ及び本事業の実施に意欲を有する機関においても実施可能とすることによって、中小企業に対してきめ細かく一貫した支援を実施することが可能となる。	
H26	768	07_産業振興	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県	経済産業省(中小企業庁)	A 権限移譲	中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条	中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲	中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業家継承事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。	【現行】平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本報「神戸商工会議所」)への国の関与が残った状況にある。 【支障事例・制度改正の必要性】見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うこととしているものの、プログラムのマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接担当関係のある人物が選ばれることもあり、担当事業が安心して相談できる体制の構築の面で支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。 各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プログラムのマネージャー等について地域ニーズに合わせて人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。 【改正による効果】中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国と連携し支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。 兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携機関(29)と中小企業支援ネットワーク(1)を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になることから、他の経営支援、雇用支援と一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。	
H26	769	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する仕組みを構築すること。	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する仕組みを構築すること。	【現行】現在、国との間で直轄道路・河川管理権限を段階的に移譲しているが、維持管理費についての財源措置が適切に行われるか不明確な状況である。 【制度改正の必要性】道路・河川に関する整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など、総合行政主体として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれず、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民が不満があるため、その意向が反映されないが、地方が事業を実施することで、地域住民議会の関心やネットワークの構築も高まり、その意見を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組を進めるため、直轄道路・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実施することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線に立った地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	
H26	770	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第52条、第54条	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国有直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付けられ、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行う方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め(国(整備局))の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(1基)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の荷役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	【国土交通省】(2) 港湾法(昭25法218) 国有港湾施設の管理受託者による原状変更の大臣承認(施行令17条の6)については、事務の円滑化を図るため、大臣承認を要しない「軽微な変更の範囲を、管理受託者に通知する。
H26	771	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2条の3	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公團から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移管による効果】淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減が見込めるとともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	772	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲 事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には行方されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	【再掲】 4【経済産業省(9)】【環境省(4)】 特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(電機宅と共等)小売業者又は販売業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	773	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲 事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。	4【財務省(4)】【厚生労働省(14)】【農林水産省(7)】【経済産業省(7)】 【環境省(3)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省及び経済産業省共管)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	774	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲 事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。	4【経済産業省(21)】【環境省(8)】 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平2法57)認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	775	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、第10条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲 事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うとする。	4【財務省(5)】【厚生労働省(15)】【農林水産省(8)】【経済産業省(11)】 【国土交通省(5)】【環境省(5)】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	776	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	A 権限移譲	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲 事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内すべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようになる。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うとする。	4【財務省(3)】【厚生労働省(13)】【農林水産省(6)】【経済産業省(5)】 【国土交通省(4)】【環境省(2)】 資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
H26	777	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第36条、第38条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲 山陰海岸国立公園及び戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業の執行権限、許認可権限、公園管理団体等の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。	【現行】 自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ活用することを目的とした制度である。 【支障事例】 現状、環境省による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めていない。 事業実施権限や許認可権限等の管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携した管理が可能となり、 【移譲による効果】 なお、地方自治体は、関係部局を有し事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行うことは利益相反にならないため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は固定公園を、事業部局とは独立した環境局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考える。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	778	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大匠協議の廃止	農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際しての大匠協議が必要とされているが、知事許可に際しての大匠協議を廃止すること。	【現行】 農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際しての大匠協議が必要とされている。 【支障事例】 過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間を要した事例があり、計画的な地方の発展展開に支障が生じた。 【改正による効果】 知事許可案件に係る大匠協議を廃止すること、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。また、地域の実情を把握する上で、国のような厳格制ではなく農政当局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。 なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。	【調整結果】 4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)による国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の農政当局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することとする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の確定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。協議の場のある場合は、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、結果効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする」。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村の長)については、都道府県知事(指定市町村の長)に委任するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	779	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	がん診療連携拠点病院の指定権限の都道府県への移譲	がん診療連携拠点病院の指定権限を都道府県へ移譲すること。	【現行】 都道府県が、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備、がん患者に対する相談及び情報提供を行うため設置しているがん診療連携拠点病院の設置については、その設置基準を厚生労働省ががん診療連携拠点病院等の整備に関する指針において定め、適当と認める場合には指定することとされている。 【移譲による効果】 厚生労働省の指定にはかなりの時間を要し、都道府県の施策展開に支障を生じている。指定基準との適合は都道府県でも判断可能であることから、より素早い対応が可能である都道府県に指定権限を移譲すべきである。 また、指定権限の移譲を受ければ、都道府県は地域医療の実情を国よりも把握していることから、より適切ながん医療の提供が可能となる。 なお、権限移譲により、国への推薦に関する事務の省略や、国における検討会の廃止等により、3ヶ月程度の事務の迅速化を図ることができる。	
H26	780	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条	特定感染症指定医療機関の指定権限の都道府県への移譲	新感染症患者の入院を担当する特定感染症指定医療機関の指定権限を、必要となる人員、財源とともに都道府県へ移譲すること。 なお、都道府県への指定権限の移譲ができない場合でも、当該施設に増し、都道府県が必要に応じて、報告の徴収及び検査を行うようこれらの権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、現在、国が指定を行っている(指定状況:3病院) 【制度改正の必要性・効果】 特定感染症のまん延防止を図るためには、より迅速な指定と指定後の医療機関の適正な運営管理が不可欠であることから、第一種、第二種感染症指定医療機関と同様に、国が特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示し、これに基づき、地域医療の実情を把握した都道府県が指定等を行うことにより、法第38条に基づく指定・指導と法第43条に基づく報告徴収・検査が一体的かつ効果的に実施でき、医療機関のより適正な運営確保が可能となるため、都道府県知事に指定権限を移譲することが望まれる。 指定権限の移譲ができない場合には、当該医療機関の適正な運営確保の観点から、特定感染症指定医療機関に係る指定基準を示すとともに、法第43条に基づく当該医療機関に対する報告の請求や検査を行う権限だけではなく、法第38条第4項(指導)の権限を都道府県に移譲することが望まれる。	
H26	782	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7条の38、第7条の39、第12条、第23条、第24条、第26条、第29条 等	健康保険法上の保険者に関する業務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効あるものとするため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る観点から、以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。 ①健康保険組合の設立認可 ②健康保険組合の合併・分割・解散認可 ③健康保険組合の実地指導監査 ④全国健康保険協会(協会けんぽ)の支部が行う業務の検査	【現行】 都道府県では「医療費適正化計画」の達成に向け特定健診・特定保健指導の推進を図っている。 【支障事例】 現状では管内の被用者の特定健診等実施率や事業の取組状況が適時に把握できない。 【移譲による効果】 権限移譲により、①被用者保険も含めた特定健診・特定保健指導事業の実施率向上 ②県が行う企業向け健康推進事業への参画促進 ③勤労者に対する健康づくり事業等の充実強化が可能となり、国保と併せて都道府県内のすべての保険者の医療費適正化(1)~(4)の権限移譲項目のうち、特に医療費適正化に係るものとして、健康保険法第7条の38~39に該当する健康保険組合及び全国健康保険協会(支部)に対する指導権限の移譲を求める。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	783	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する事務・権限の都道府県への移譲	臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 現在、臨床修練は厚生労働大臣が指定する病院において実施することとされている。 【制度改正の必要性】 ①とも都道府県の方が、地域医療の実情に精通しているため、都道府県知事が臨床修練を実施する病院の指定を行うべきである(国においては、下記基準の③の病院についての判断が書面等でしか判断できない)。 ②(受入病院の基準) ①大学病院 ②臨床研修病院 ③臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院 【支障事例・改正による効果】 現状における国による指定には、①制度の申請窓口が厚生労働省のみとなっていること、②申請には多くの添付書類が要求されていること、③近年、修練制度の許可件数が大幅に減少していること等から、申請から既に半年程度の期間を要するため、機動的な対応ができていない、病院の指定権限を都道府県に移譲し、申請窓口を増やすことで分散化され、迅速な対応が可能となる。 【参考】 臨床修練制度許可件数 H23実績 180(67) H24実績 169(31) ※()内は当初見込件数 以上より、臨床修練を実施する病院の指定権限を都道府県に移譲することにより、地方の実情にあった機動的、弾力的な運用が可能となる。	4【厚生労働省】 (1)外国人医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和三十九) 厚生労働大臣が行う臨床修練病院等の指定(2条5号)については、当該指定の迅速化を図ると、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。
H26	784	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第65条、第71条、第80条、第81条	保険医療機関等の指定・取消処分に関する権限移譲	地域の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需給調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分権限を、必要となる人員、財源とともに、都道府県に移譲すること。	【現行】 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分に関する権限は地方厚生局長の権限とされている。社会保険制度改革国民会議において、県は「地域医療の提供水準を定め、県民の負担水準を定める」責任主体と位置づけられた。 【移譲による効果】 保険医療機関の指定・取消権限を移譲することで、診療報酬決定の一部権限移譲と相まって、地域で必要とされる診療科(医)の適正配置を誘導することが可能となるとともに、取消権限により医療費適正化の推進が図れ、地域医療の提供体制と医療費水準の確保が可能となる。	
H26	785	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第71条 厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)等	診療報酬の決定に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬単価(1点=10円)について、一定の要件のもとに独自設定を可能とするなど、健康保険法等に基づく診療報酬決定に関する一部の権限を都道府県に移譲すること。	【現行】 補償法、高確法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっている。 【移譲による効果】 【支障事例】 【参考】 診療報酬単価を定める権限(1点10円と定める権限)の移譲により、へき地等医療機関の不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のバランスのとれた医療提供体制の確立を図ることができる。	
H26	787	09.土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第85条の2、第85条の3	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区の保存のため、必要は現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあっては同意)で定めることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第3条1項各号の法の適用除外等については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審査を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。今後、今回の提案項目についても技術的助言等が提出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和についても、伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和と同様の手続であることから、都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することとし、これにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができる。	【再掲】 6 【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (4)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 ・特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) ・地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(88条の2第5項) ・伝統的建造物群保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(85条の3)
H26	788	09.土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号(令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号ロ及びハ)	建築基準法に定める基準等によりない大規模な建築物等における特殊な建築物等における特殊な避難や構造方法などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高層建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火避難性能の確保について、建築物ごと構造法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支障事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設構において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検証法に基づく設計としたため、国への認定手続きに時間を要した。 【移譲による効果】 認定対象となる構造方法等のうち、「超高層建築物等」、「避難安全検証」、「耐火性能検証」は、①建築物等ごとの個別検証が必要で、②民間の性能評価機関において性能評価の実務が行われていることから、都道府県知事の認定とすることが可能で、かつ認定に要する期間の短縮を図ることができる。 ＜認定対象となる構造方法等のうち、移譲を求めるもの＞ ・超高層建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号) ・耐火性能検証等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項) ・避難安全検証法の認定(第129条の2第1項及び第129条の2第1項) ・煙突の認定(構造耐力)(第139条第1項第3号及び第4号ロ) ・鉄筋コンクリートの柱等の認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・広告塔又は高架水塔等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・飛行エレベーター又はエスカレーター等の認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する(第139条第1項第3号及び第4号ロ)) ・遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号ロ及びハ)	4 【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) 超高層建築物等の構造方法に係る国土交通大臣の認定(20条1項1号)については、認定手続の迅速化を図るとともに、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容に関するチェックリストの作成等の措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	789	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。	【支障事例】 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。 【改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め定めることとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。	6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(厚生労働省と共管) (1)保育所型認定こども園に認定する際にとされている有効期間(5年)については、廃止する。
H26	790	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従へべき基準」とされている事項の見直し	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従へべき基準」とされているものについて、必要となる財源を措置した上で、「従へべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などに応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や調理員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大きな負担となっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園庭を設けることが困難な地域がある。 【改正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	【再掲】 6【文部科学省(3)】【厚生労働省(14)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)保育所型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち、3歳未満児の食事の提供については、改正とする。 ・公立の幼児連携型認定こども園については、公立の保育所と同様、構造改革特別区域において外部入方式を認めることができるよう措置する。 ・私立の幼児連携型認定こども園については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。 (2)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省告示2)のうち、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供に關し、3歳未満児に対する給食の外部輸入については、平成28年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価を踏まえて検討する。
H26	791	05.教育・文化	都道府県	兵庫県	文部科学省、総務省	対象外	学校教育法 第2条、附則第5条、地方独立行政法第21条、第70条	公立大学法人の業務範囲の拡大	公立大学法人が、現行の学校教育法、地方独立行政法では認められていない大学及び高等専門学校以外の学校(小学校・中学校・高等学校)の設置管理を行えるよう現行法の改正を行うこと。	【現行】 兵庫県立大学は、附属の高等学校及び中学校を管理、運営し、大学やSpring-8等の近隣の研究施設等の活用により生徒の科学技術への関心を高めることと、中学・高校と大学を一貫した教育期間として捉え、特別推薦入試の実施や研究施設と連携した教育プログラムを開発し、これら高い学習効果を得てきた。 【支障事例】 平成25年4月、兵庫県立大学が公立大学法人に移行したことから、現行の学校教育法、地方独立行政法では、附属中学校及び附属高等学校を管理、運営することができなため、県立大学の附属機関から附属中学校及び高等学校を切り離さざるを得なくなった。 【制度改正の必要性】 次代を担う科学技術における学術研究の後継者や国際感覚豊かな創造性溢れる人材を育成していくためには、県立大学のイノベーションのもと、最先端の研究施設や人的資源を有効に活用した県立大学との連携が不可欠である。	
H26	792	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や上下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	【現行】 現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。 【制度改正の必要性】 なお、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一貫基準に定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。 したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従へべき基準」を参酌基準化するべきである。 なお、県民に支障なく継続的・安定的に需要バランスの医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くものではない。 【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】 1 国の見直しにより「既存病院」の補正基準について条件に委任されたが、「従へべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方裁量の裁量である「基準病院」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。 2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のために特例病床制度での対応が強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(第23法205) (1)医療計画で定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	793	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	【現行】 現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。 【支障事例】 厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。 【改正による効果】 厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。 なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とする必要以上の病床が設置されること懸念は、「医療審議会の意見聞くこと」等の条件を付すことで一定の阻止をかけるられる。ただ1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、交付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(第23法205) (1)医療計画で定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごと異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	794	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	医療法第7条の2第3項	休眠病床を有する医療機関 に対する許可病床数削減補助 制度の範囲の拡大	公的医療機関に対してのみ都道府県に認められている病床削減 命令(休眠病床の範囲内に限る)の対象を、公的医療機関以外 の医療機関にまで拡大すること。	【現行】 現状では、病床削減命令は、公的医療機関のみに対して認められている。 【改正による効果】 例えば、病床過剰地域から施設設置し、希望を受けるが、病床過剰地域であるため、不可能との回答をしている。一方、当該 地域での民間病院における休眠病床が一定程度存在しており、矛盾が存在する。休眠病床の削減を命ずることが出来れば、新 たな需要に応じた病床を整備することが出来る。 県内の休眠病床は2000床程度存在しており、仮に休眠病床の全てを削減した上で新たな病床を整備できれば、地域医療の更なる 充実等に寄与出来る。 【本案の提案内容】 新法では、「構想区域の病床数が基準病床数を超過している場合に、休眠病床に対して「許可病床削減の要請」が出される」とされて おり、一定条件下で「要請」が可能となった。一方本案では条件を設けず、休眠病床に対する「削減命令」を可能とした。 【条件を設けない「事項理由」】 県内10圏域の内、過剰圏域は1か所のみであり、新法下では当該圏域に所在する医療機関のみに対して病床削減の要請が 出来る。一方「構想区域の病床数と基準病床数との差」が100床未満の圏域は7圏域にのび、これら圏域についても病床削減が成 されい限り、新規事業者による病院開設といった新たな医療の提供を期待することは難しい。 【要請ではなく命令とした理由】 【要請】では病床削減の効果を得づらいとされており、「命令」まで踏み込んだ。 【公的医療機関に対する削減命令では足りない旨の理由】 公的病院に対しての病床削減のみでは削減出来る数が現れず、医療機能の提供(病院開設)に結びつきづらい。公的医療 機関は救急医療などの必要な医療を提供する責務があり、地域中核病院として一定の機能を担っていることが多く、削減の余地が 限られる。 民間病院が保有する病床数の割合が大きい(78.8%、兵庫県内医療機関 H25兵庫県調→)		
H26	795	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	介護保険法第58条の3	指定介護老人福祉施設(特 別養護老人ホーム)及び介 護老人保健施設の設備及び 運営に関する基準第2条第 1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費用 の額の算定に関する基準	指定介護老人福祉施設(特 別養護老人ホーム)及び介 護老人保健施設の設備及び 運営に関する基準の「従っ べき基準」の見直し	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員 配置基準について、全国一律で「従っべき基準」とされているもの を、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直し ること。	【本案の状況】 特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護度が4を超えているため、 職員配置基準(利用者:職員=3:1)を拡大した人員配置を行っている(従来型2.19、ユニット型1.60)。 【支障事例】 平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったため、平均要介護度は更に高くなる見込み、職員 も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約22%から30%程度まで上昇する見込みもある 2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化する予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの施設整備が量的に進 んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されたら施設整備が進んでいない都府県において、 退所率の増加に伴う養老の利用状況が異なる(空室の増加等)ことが予測される。 【削減改正の必要性】 利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の配置基準ではなく、都道 府県の実情に応じた対応ができるよう参酌基準(要介護度の割合別や規模別の人員配置基準を段階的に設定)が必要である。 必要な設備や人員配置については、全国一律で「従っべき基準」とされている。各都道府県がそれぞれ利用実態を踏まえた基準を 定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた地域で安定したサービスの提供が可能となる。 【改正による効果】 全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すことにより、充実した人員 配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。 ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。	
H26	796	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳 島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第21条の5の4第2項等 児童福祉法に基づく指定通所支援 の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準第5条第6項	指定通所支援、指定入所支 援の事業等の人員、設備及 び運営の基準の「従っべき 基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室 の床面積その他設備に関する事項等について、「従っべき基準」 とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌す べき基準」に見直しすること。	【第1次一括法制定時からの状況変化】 平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成 26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、 サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童発達支援管理責任者と 相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した 事業運営が困難) このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業 所の開設を促す事ができる。		
H26	797	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳 島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律第 50条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害者福祉サビ スの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準第50条第6項	指定障害者支援施設等の人員 員、設備及び運営の基準の うち「従っべき基準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室 の床面積その他設備に関する事項等について、「従っべき基準」 とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌す べき基準」に見直しすること。	【第1次一括法からの状況変化】 平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26 年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サー ビス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼 務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業 所の開設を促す事ができる。		
H26	798	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥 取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する 規制緩和	児童福祉法第45条第2項	児童福祉施設設備及び運 営に関する基準のうち「従 っべき基準」の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室 の床面積その他設備に関する事項等について、「従っべき基準」 とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌す べき基準」に見直しすること。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従っべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来 れば、士数が少なく、保育士の確保も困難な都市や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。 【支障事例】 保育所における給食の外部購入について、地域によっては乳幼児数の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大 きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部購入を行うとしても、この基準のために実施できない。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	799	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	改正後児童福祉法第34条の8の2第2項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、必要とある財源を措置したうえで、「参画すべき基準」に見直しを。【改正による効果】地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な都府県等でも円滑な事業の実施が可能となる。	【現行】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する者(放課後児童支援員)の資格や配置については、「従うべき基準」とされている。【改正による効果】地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、従事者の確保が困難な都府県等でも円滑な事業の実施が可能となる。	
H26	800	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	医師法第2条、第6条、第17条	粒子線治療施設等先端医療施設における外国医師の診療の業務解禁	自国において専ら放射線腫瘍医として従事3年(注1)以上の経験を有する外国医師については、粒子線治療施設等先端医療施設での1年(注2)以上の研修の後、日本人の指導医のもと粒子線治療施設での診療を可能とすること。 ※注1 外国人臨床研修制度の許可条件である外国医師の資格取得後の業務経験年数 ※注2 粒子線医療センターにおける標準研修期間	【現行】医師にならうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならないが、医師でなければ、医療をなしてはならないこととされている。【支障事例】現在、国内の放射線腫瘍医は絶対数が不足しているが、一方で、放射線治療患者はこの10年間で倍増しており、今後とも増えていくものと考えられる。【改正による効果】外国医師を受入れることで放射線腫瘍医の絶対数の不足解消に役立ち見込まれる。あわせて、日本が誇る粒子線医療の海外における普及の促進に寄与し、粒子線治療装置の輸出の促進にも繋がっていくものと考えられる。 ※ なお、粒子線治療においては、内科や外科などと違い、患者の容態が急変するようなことは少ないことから、外国医師に業務を解禁しても支障は少ない ※ また、海外からの患者にとっても自国の言葉を話せる医師の存在が安心感を与える。	
H26	801	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 徳島県	厚生労働省、法務省	C A又はBに開通する見直し	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特別等に関する法律第3条第4号、第3条(出入国管理法及び難民認定法)	医師臨床研修制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等	「医学物理士」の臨床研修制度対象者への追加や、外国人医師の臨床研修期間の弾力的運用を可能にすること。	【現行】外国医師等が行う臨床研修は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。【制度改正の必要性】粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。その中で粒子線治療には大学院で物理学を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床研修制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。また、現状の2年という臨床研修期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理学を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床研修期間の弾力的運用が必要である。【留意】粒子線治療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床研修制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床研修制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床研修制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。	
H26	802	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことと前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更が必要とされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	【支障事例】平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受け、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから対応した。その結果、現在、各都道府県の目標面積は、国と異なり、達成できないものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。)【提案内容】まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たすべき役割が大きい市町村が、地域の実情を踏まえて主体的に定める目標面積を積み上げた数値をベースとする。【改正による効果】農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を定める際に、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を定める。これらの上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。(1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を達成するための要件を確保しているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議の意見聴取に係る権限移譲(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成することで公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27条第29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積を設定し、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が地方(国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間)に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を定める。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止とする。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を達成するための要件を確保しているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議の意見聴取に係る権限移譲(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成することで公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	803	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立地の場合は、埋立に関する工事開始の告示日より定額10%以上国土交通大臣への協議が必要とされている。 当該協議に係る審査内容、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可審査と同じであって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2～3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。 【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止により、用地の確保・処分、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。	
H26	804	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県 【共同提案】 大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上の同意が必要とされている。 【制度改正の必要性】 ①住民生活定着で都市計画決定すべき ・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能 ・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能 ② 地方自治体の基盤強化に繋がる ・多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される ③迅速な意思決定による業務効率の向上 ・意思決定に要する時間を短縮し多様なニーズへの迅速な対応が可能 【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】 ①区域区分一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能 ②都市再生特別地区、都市再生特別地区に定める都市再生緊急整備地域指定等の審査の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう充分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めて大臣協議等は不要 ③臨港地区、港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申し出により都市計画決定するもので国の関与は不要 ④近郊臨港特別地区、歴史的風土特別地区、区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能	
H26	805	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第29条第1項	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣への協議を廃止すること	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に資した積極的な取組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じても、の、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 (大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(新案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	0【農林水産省】 (7) 都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(昭43法100)については、市街化区域以外の区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)6条第1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
H26	806	11.その他	都道府県	兵庫県、徳島県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することとし、交付決定に当たり、優先順位を求めると都道府県意見が反映されること。	【現行】 地域経済循環創造事業交付金では、交付対象は都道府県、市町村とされており、両者ともに交付申請にあたっては、直接総務省に提出することとなっている。 【支障事例】 現在、各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められているため、市町村が総務省に申請後に、市町村から申請書の写しを入手しているが、煩雑な作業となっている。 また、当事業を広域的観点から効果的に実施するためにも、都道府県が市町村の補完をすることが不可欠である。 【改正による効果】 交付申請の段階で都道府県を経由させ、地域の現状を把握している各都道府県において、申請事業に意見や優先順位等を付することにより、より効果的な事業実施が可能となる。 【要綱への反映】 具体的には、交付要綱の「第7 交付申請」において、市町村は都道府県を通じて交付申請書を大臣に提出すること、都道府県は、市町村から提出された交付申請書について、本事業の趣旨に添ったものであるかを審査することを規定することが必要である。	【総務省】 (5) 地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確にし、地方公共団体に周知する。
H26	807	07.産業振興	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法第5条第1項	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できるとすること 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域)にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいこととする。	【現行】 同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係者庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】 現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国難出の前段階において都道府県と市町村の間で共同策定のための事前調整を実施している。事前調整は、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトによる企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない) また、関係者庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までで2～3月間の期間がゆめ。 【制度改正の必要性】 基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。 なお、議決の特別、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たっては、国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能とするためには、国への事前調整の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで見える。	【再掲】 【経済産業省】 (10) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たった際の留意事項を取り、地方公共団体に情報提供を行う。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	808	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	原子爆弾被害者に対する保護に関する法律第10条、第11条、第24条、第25条	原子爆弾被害者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要となる厚労大臣の認定権限の都道府県へ移譲	原子爆弾被害者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要となる厚労大臣による認定権限を都道府県へ移譲すること	【現行】 被害者が、原子爆弾の傷害作用に起因した負傷等により、必要な医療の給付(医療特別手当)を受けるには、厚生労働大臣による認定が必要である。 【支障事例】 認定に際して、都道府県を越えて国に申請を行うこととなっているが、当県申請件数は過去5年間で200件にも及び、また国審査にも半年程度の時間を要している。 【制度改正の必要性】 高齢化が進んでいる被害者の状況を考慮すると、速やかな審査が必要であると考えられることから、都道府県へ移譲することにより審査事務の迅速化を図ることが必要である。	
H26	809	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】 重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のために必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。 【制度改正の必要性】 実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。 大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。 【支障事例】 指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の発行まで3ヶ月とされているが、国に遅達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、遅達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。 【改正による効果】 このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問に懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことな都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(第26条4項) (1)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁する重要流域においては、当該流域の全ての県から申請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配置がなされるよう留意する。
H26	810	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第4条第4項、同条第8項	港湾区域の指定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。 都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあつては国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	【現行】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】 新設、変更にあつては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議会の議決を経っており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されているものである。 【改正による効果】 この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	
H26	811	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第2条第5項、第6項	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県へ移譲	港湾区域及び臨港地区内ないし施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限を国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	【現行】 港湾区域及び臨港地区内ないし施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】 港湾区域及び臨港地区内ないし施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	
H26	813	11.その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条	地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きい、特に掲載の必要があるものを限る)②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙添で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内原稿送付しなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】 官報掲載事項については、総務省あて紙添で3部送付することにより、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国どこからでも県公開が可能となっている現状においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項掲載件数＞ H23:6件、H24:9件、H25:4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【内閣府(3)】【総務省(12)】 「地方自治事項」の官報掲載【再掲】 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 【掲載済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)】
H26	814	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に忠実な都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の効率化を図ることで、交付金化を図ることにより、実態を把握している市町村による効率的な運用が可能となる。なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少なく、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁助限の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なる補助基準制度間の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	6【文部科学省】 (6)特別支援教育就学奨励費補助金単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年に結論を得る。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	815	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の補助に関する法律第2条、学校教育法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまわめ、これまでの実施報告額に比し都道府県平均値を算出することにより進捗の標準化を図るなど、事務の簡便化を図る上で、交付金化等を行うことにより、実施を促している市町村による努力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされた。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁限度の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	【調整結果】 【6】文部科学省 【5】要保護児童生徒援助費補助金 仕組みの標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	816	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする。	【制度改正の必要性】 管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考えられ、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議者を設置する教育委員会が委嘱する上、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により推薦決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度専任当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の推薦例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している学校長が決定・委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減ももたなげる。 県教育委員会は、毎年行っている1000名分を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5～7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるために、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。	【6】文部科学省 【1】学校教育法(昭22法26) 学校評議員の委嘱(施行規則49条3項等)については、学校設置者の判断により校長が行うことができるよう措置する。 【措置済み(平成27年1月15日付け文部科学省初等中等教育局通知)】
H26	817	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会法第7条～第17条	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 農業委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことにも優れた意見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な進行を図ることができるとともに、より実効的に機能する者を選出することができる。	【6】農林水産省 【3】農業委員会等に関する法律(昭28法8) 農業委員の選挙・選任方法については、根拠改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化すること。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができることとする。
H26	818	11.その他	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	資源管理指針・資源管理計画作成要綱第2の3(3)及び(4)	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要な水産庁長官への協議の廃止	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要な水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要綱では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかわる管理方針及びこれを踏まえた漁獲又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように入事が管理する漁業のうち都道府県の範囲を超えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとされているため、改めて協議する必要はないものと考えられる。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は1週間、本協議は2週間を自注しているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各各庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば広域森林計画の変更を行う場合、森林法第5条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同一内容であることから、これに重ねて土地利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議していただくのではなくと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要綱では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかわる管理方針及びこれを踏まえた漁獲又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように入事が管理する漁業のうち都道府県の範囲を超えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとされているため、改めて協議する必要はないものと考えられる。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は1週間、本協議は2週間を自注しているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各各庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば広域森林計画の変更を行う場合、森林法第5条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同一内容であることから、これに重ねて土地利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議していただくのではなくと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。
H26	819	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大原協議の廃止	知事権限に係る保安林解除(重要流域域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由を必要としているが、解除に際しては大原協議を廃止すること。	【現行】 これまで大原権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有しているため、大原協議の必要ない協議に改正されたが、改正後も協議が必要である。 このため、大原協議の必要な条件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定め、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県への執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとしても、同意基準の内容を充実対応できる。 大規模解除案件が今後増加すると見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡便化が図れる。これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考えられる。	【再掲】 【6】農林水産省 【4】森林法(昭26法249) 【(注)】法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合、農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に配慮する方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	820	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要なこととされる。都道府県から国土交通大臣への協議について、その実施を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は1週間、本協議は2週間を自注しているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあつては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各各庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば広域森林計画の変更を行う場合、森林法第5条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同一内容であることから、これに重ねて土地利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議していただくのではなくと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	【再掲】 【6】国土交通省 【14】国土利用計画法(昭49法92) 【(注)】土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	821	09.土木・建築	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があつたものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用については、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑な点とともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があつたものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い、需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素化合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。
H26	822	09.土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法等45条第1項の事業等第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数人が共同生活を営む認知症の高齢者や障害者に「居間人等が生活や健康管理のサポートをする」が認められているが、事業内容が制限する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続が必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続が事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 ・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興拠金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひなわ)を設置し、見守り機能(巡回見守り)、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプランニングの位置づけであると考えられる。
H26	823	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	環境省	対象外	環境影響評価法第5条1号	火力発電所等の環境影響評価手続の合理化	各手続段階に規定されている縦覧期間を短縮するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や物見を基に方法書手続を簡略化するなど、環境影響評価手続を合理化すること。	【支障事例】 環境影響評価手続は、開発と環境保全を総合的に進めるために不可欠な仕組みではあるが、その手続には3年程度の期間が必要とされている。特に東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、火力発電所の環境影響評価手続の迅速化が求められている。 【改正による効果】 環境影響評価法の各手続段階で規定されている縦覧期間を半減するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や物見を基に方法書手続を簡略化することなど、環境影響評価手続を合理化することで、事業計画の策定から運転開始までの期間短縮が可能となる(火力発電所の現状;新設で10年以上、更新で7~8年程度)。 【効果理由】 火力発電所の設置などの事業は、単に事業者の営利事業とだけでなく、具置業と密接な関連を有する事業であり、縦覧期間や審査期間が長期化することにより具置業への影響が及ぶなど、実質的には「県に対する規制」と捉えることができることから提案するものである。 【環境影響評価手続の国の審査のための期間設定(火力発電所の場合)】 総論書:90日(環境影響評価法施行令第5条) 総論書の縦覧:30日間(主務省令第13条) 方法書:180日(電気事業法施行規則第61条の5) 方法書の縦覧:1月間(環境影響評価法第7条) 準備書:270日(電気事業法施行規則第61条の8) 準備書の縦覧:1月間(環境影響評価法第16条) 評価書:30日(電気事業法施行規則第61条の10) 評価書の縦覧:1月間(環境影響評価法第27条)
H26	824	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣に協議しなければならない。 【支障事例】 県の策定協議会を経た計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国との協議で修正が必要となった場合、再度協議会に説明する必要が生じ、策定まで更に時間を要することとなる。 【改正の必要性】 そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係府庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針が枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行う必要はない。 また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係者により構成される協議会からの意見聴取を経て策定されることから、国が関与を行うことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害し、都道府県毎の特微的な施策の自主性を損なうことになるため、環境大臣への協議は不要である。
H26	825	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとしているが、総量削減計画の策定に関して、計画対象範囲が県内で完結する場合には、環境大臣の協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならない。 【改正の必要性】 「水質総量削減は各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要」との意見があるが、各都府県間の調整については、県が削減計画を策定する以前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定時に、アンケートの実施等により、関係都府県間の調整を図りながら策定されており、既に調整されているものと考えられる。 このため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てられた各都府県の削減目標量の枠内で計画を策定する限り、調整を再度行う必要はなく、よって環境大臣への協議も不要と考える。 【支障事例】 協議に際して総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2ヶ月を要しているが、手続の簡素化を図ることでより積極的に目標を達成させることが可能となる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	826	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第4条など	地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止	地方が単独で実施している重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児などを対象とした医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止すること	【制度改正の必要性】 重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児などを対象として、各自治体において実施されている医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、地方自治体で単独で実施しており、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものである。 【改正による効果】 地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力を阻害するものである。 また、当該措置の廃止は、国民健康保険の財政基盤強化に資する。	
H26	827	02.農業・農地	都道府県	兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の1団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが可能となることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要なものであるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開発する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として取用された場合も、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	
H26	828	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求め、 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではない。必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしくみとわかっていない。西広域連合であれば、特に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組みことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を超える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	
H26	829	09.土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改修)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)、河川法第9条(二級河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」についての閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市の個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある直轄国道・河川に限られ、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについては、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的対応が困難であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されないが、地方が事業を実施することで、地域住民の関心の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることと、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについては広域での移譲を進めるため、財源措置を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	
H26	830	10.運輸・交通	都道府県	兵庫県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定))	観光圏整備実施計画の認定	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来(国の認定)と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられなくなり補助事業「観光プラン(官立支援事業)」の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとした広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域連合の観点から見て、関西全体を「日本の顔」とする国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致すると、広域連合が認定において主体的に発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創業・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	
H26	831	11.その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第91条の2第4項	広域連合が関与する事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が関与する事務を要請することができ、事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府3県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事業を始めとした課題に、構成団体が一丸として取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。 しかし、当該規定により移譲を求められることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	832	11.その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、前法を改正し、協議を廃止し報告にのみ変更し規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にのみ変更し、規約変更手続きを弾力化する必要がある。	
H26	833	11.その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総行金第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者が委託することが可能となること」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者が委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができる。また、戸籍簿抄本の交付請求や戸籍の届出に「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができる。ICTの活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれ	本市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの活用を含めて職員が(遠隔で)適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	【総務省】 (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の従業員の事務処理目が届く状態で管理する措置や、異例・困難な事案が生じたときに市町村職員自らが事務を受理し、処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者が委託することが可能な業務の範囲について」(平成20総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」)
H26	834	11.その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総行金第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者が委託することが可能となること」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者が委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていきたい。	証明書の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ない困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託することが可能と考える。	【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (1)戸籍事務の一部を民間事業者が委託する場合において、不測の事態において市町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていると法務省が判断する場合に限り、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。
H26	835	11.その他	一般市	三鷹市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総行金第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に民間事業者が委託することが可能な範囲について」	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバの操作は認められたいとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書のコンビニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンビニ交付等の手続は住民自らの手続に任せず申請することが多く、窓口業務の委託を行っている市政窓口等の施設においては、コミュニケーションサーバ(端末(以下「CS端末」という。))の操作を職員が行わなければならないことから、手続に求められた市民を待たせずすることにもつながりかねない状況となっている。 セキュリティに関しては平成26年5月以降は、全国の自治体においてCS端末の生体認証が導入されるなど、操作ログも適正に管理されている。 CS端末の操作を受託事業者においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものも考える。	
H26	836	09.土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第22条	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設け、改修する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設け、改修する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人材育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該職員のみの職員配置は難しい状況にある。 また、職員の在職年数が長くなりながら、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	【国土交通省(9)】【環境省(1)】 下水道法(昭33法79) 公共下水道又は流域下水道の設計者又は工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件(施行令15条及び15条の3)のうち技術上の実務従事経験について、下水道管理をめぐり状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年までに必要な措置を講ずる。
H26	837	09.土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省	対象外	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2、3、5、8、9、10、11、19条	特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定優良賃貸住宅(都民住宅)に関する権限について、東京都に移譲するよう要望する。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者の居住の安定を図ることを目的としているが、現在、中堅所得者層が通勤等により移動する範囲は複数区・市に渡っており、優良賃貸住宅の建設にあたっては、各区・市等の小さな地域内ではなく、都・県等の大きな地域内での全体的な住宅事情を考慮した供給計画の作成が必要である。今回の権限移譲による供給計画の認定権限その他の各区・市にわたることにより、周辺区・市等全体の配置状況などを把握しにくいと非認定されることになり、目的に合った効果的な供給計画の作成・認定が困難になった。また、既存の特定優良賃貸住宅の大半は都・県の管理によるものであり、区・市管理によるものは少ない。そのため供給計画変更認定や地位承継の承認等、事業者から都・県を経て区・市に申請されるものが多数であり、区・市に権限が移譲されたことによる事務効率の改善は図られず、区・市の負担のみ増加する結果となった。また、都・県が自ら管理する特定優良賃貸住宅に係る地位承継の承認等の事務を行う事は必然であり、適切な管理につながるものも考える。したがって、都・県が管理する特定優良賃貸住宅に係る供給計画変更認定や地位承継の承認等の権限は都・県に戻すことを強く要望する。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	838	06.環境・衛生	一般市	三鷹市	厚生労働省	対象外	水道法37条、39条の3、48条の2など	水道法に関する権限移譲の見直し	地域主権改革一括法(第2次)において基礎自治体に権限移譲された専用水道、簡易水道に関する事務権限について、東京都に移譲するよう要望する。	権限移譲された市の専用水道、簡易水道に関する事務については、東京都が水道事業を一元的に行っていることから、地方自治法に基づき東京都に事務委託をしている。事業主体である基礎自治体には、専門知識を有する職員がいないうことなどから、東京都に委託を支払い、年間の業務費を定めているのが現状である。また、三鷹市は、地方交付税の不交付団体であることから、財源確保ができていない。事業の実現にあたっては、住民生活に支障を来すことなく、効率的に実施されることめめられることから、事業主体と権限が一致していることが望まれる。このほか、飲用井戸等衛生対策要領に関する事務についても市が実施することとされ、東京都に事務委託をしている。こうしたことから、水道法及び飲用井戸等衛生対策要領に関する専用水道等事務については、東京都に権限移譲するよう要望する。	
H26	839	01.土地利用(農地除く)	町	茨城町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の決定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用が可能なように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】本町は、県東水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網を整備を中心と置いた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたのうらみ港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の重要な地位を占めております。【制度改革の必要性】高度成長期につくられた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地利用が円滑に進まず、土地の有効活用がすすむことができません。都市計画法第15条第1項の定めにより区域区分の決定権が不明で、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないう町外に出ることを恐れているほかという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められた有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地利用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。【まとめ】については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	
H26	840	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	道路運送車両法第67条第1項、自動車登録令第19条	租税債権者の自動車の所有権移転代位登録	租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うことができるよう、具体的に、以下の法改正を求めるものとする。 ① 自動車検査証の記載事項の変更を使用者となる租税債権者の意思に依らずに行うことができる旨の規定の創設(道路運送車両法第67条関係の改正) ② 前記①に基づき、租税債権者から請求があった場合、留保権者は、「譲渡証明書」、「印鑑証明書」等、代位原因証明書類の提出を義務付ける規定の創設(自動車登録令第19条の改正)	所有権留保のある自動車で納税取戻金が発生した場合には、留保の原因が消滅し自動車の所有権は留保権設定者である使用者に移転することとなるが、一般的には、道路運送車両法に規定する移転登録が公示され、登録されている所有権留保は解除することができず、租税債権者からの自動車の使用者である場合は、当該自動車に対して租税徴収法第71条に規定する自動車の差押えをしても、所有者(留保権者)と使用者(借納者)で登録上の名義が異なるため、国土交通省運輸支局に対して、第三者對抗要件である差押登録の囑託を行うことができない。 ① 自動車登録令第19条では、所有権移転登録について債権者代位による申請を規定しているが、運輸支局において差押登録を解除するには、①の申請を既成の必要があることとされており、②の委任状の入手が極めて困難であるため、債権者代位による移転登録が事実上不可能となっている。 ①「変更登録申請」時自動車検査証の記入申請は同時に行わなければならない。(道路運送車両法第12条) ・所有者の氏名・住所等について15日以内に変更(道路運送車両法第12条) ・15日以内に、上記変更登録について自動車検査証の記入(道路運送車両法第67条) ② 租税債権者が①の手続きを行う場合、借納者からの委任状を入手する必要がある。 ③ 租税債権者が移転登録を代位する場合に、留保権者(所有者)から「譲渡証明書」「印鑑証明書」等入手する必要がある。 自動車税の滞納要件は非常に多く、課税客体となる自動車の差押は租税の滞納整理において大きなウエイトを占めているが、上記のことが自動車差押の阻害要因となっており、また、税徴収における公平性の問題もあるため制度等の見直しが必要である。借納者の意思によらずに租税債権者である県が、差押自動車の所有権移転代位登録を行うことができ、納税の公平性確保、徴収金の確保が図られる。	
H26	841	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	道路運送法第82条	過疎地域における人・物の効率的な輸送に向けた規制緩和	過疎地域において、旅客及び貨物を効率的に運送できるよう、道路運送法等の弾力的な運用を可能とする。 ① 自家所有貨物客運送についても、事業者運行的バスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。 ② 旅客予約の無いデマンド運行便での貨物みの運送を可能とする。	過疎地域における市町村バスやNPO等による有償運送である自家所有貨物客運送については、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されないため、事業者運行バスと同程度の輸送サービス(有償・無償を問わず少量の貨物運送)ができない。 また、旅客の効率的な輸送手段であるデマンド運行(予約がある場合のみ運行する形態)においては、(事業者バス、自家所有貨物客運送車両車に於いて)旅客予約の無い便での貨物みの運送はできないと解されている。 山間部から「道の駅」まで、高齢者の生きがいづくりの一環として農産物等の輸送ニーズがあり、これに対応するため、地域内を走る既存の旅客運送車両車を活用したいが、現行制度では、車両を有効に活用することができない。 自家所有貨物客運送車両車では、(旅客の運送に付随する)定期路線運行であっても、貨物の運送を有償で行うことはできないことから、農産物等の輸送のための料金を設定することはできない。 デマンド運行の朝1便目で農産物等を道の駅まで出陣したいが、旅客予約が無い便で貨物のみ運送することが現行では認められていないことから、毎日必ず出陣できるとは限らない。 過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。また、限られた車両の有効活用が図られる。	
H26	843	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	(法令)道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条ほか(通達等) 過疎地有償運送の登録に関する処理方針について ほか	自家所有貨物客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和	自家所有貨物客運送について、当該運送形態に頼らざるを得ない地域の実情を踏まえた運用ルール等の緩和を求める。	中山間地域や島嶼部等においては、採算性の点から交通事業者参入が期待できない地域が存在し、このような地域においては、自治体やNPO法人が運行する自家所有貨物客運送が行われている。 自家所有貨物客運送の登録には、その前提としてNPO等の法人格のある団体を設立する必要があるが、高齢者の多い過疎地域等では、登録の条件である法人格のある団体を地元で設立することは難しく、また、自家所有貨物客運送の登録手続きも複雑でハードルが高い。 例えば、バス事業者に加え、タクシー事業者の参入も見込めない限定された地域内における住民の足の確保のための一つの手法として、地域通貨を活用した住民相互活動による運送形態についても、燃料費の負担や事業の反復性の度合いによっては、現行制度上では、自家所有貨物客運送としての登録が必要となる。 制度を活用できる地域が広がることが想定され、特に過疎地域等における地域交通の課題解決に向けた取組みへの支援となる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	844	07.産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条1項、第30条2項1号、第6条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第32条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	現在、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみ事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるもの、現在、当該事業所は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出については、国所管の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになっているなど、事務処理が煩雑なおおそれが指摘されている。 本業務に従事する人の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。 なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所、このうち、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。	
H26	845	07.産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	A 権限移譲	電気工業業の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第34条、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条の2、第17条の3、第27条第1項、第44項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ① 事業者が職域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所掌できるようにする。 ② 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管させるとともに、届出についても、基礎自治体に行うこととする。	現在、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域内のみ事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるもの、現在、当該事業所は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、国所管の事業所によるオール電化切替工事に伴うトラブルが発生した場合であっても、直接、調査や指導を行えないといったことが指摘されている。 本業務に従事する人の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等することができる。一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。	
H26	846	06.環境・衛生	都道府県	愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条の5第1項	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業者等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。 なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。	事業者によれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。 事業者によって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。	【環境省】 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(旧45法137) (1) 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可(14条1項及び14条の4第1項)については、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県等ごとに許可を要することとされている現行制度において、欠格要件該当性等の審査に必要な情報を許可主体間で共有し、審査に係る行政の事務負担の軽減を図るため、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善を行う。
H26	847	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能となることと基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。	【支障事例】 基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度な医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。 【改正の必要性】 義務付け・持付けの第44次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でない回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	【再掲】 【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
H26	848	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法施行令第5条の4第2項	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特例病床の許可を行う。	【支障事例】 特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要となる一定の病床数を、基準病床数に加え「特例増設・増床の許可」を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。 【改正の必要性】 義務付け・持付けの第44次見直しの際、全国市長会が、特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でない回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	【再掲】 【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	849	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示)第2号、厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)等	介護サービスの地域間格差の是正	市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の誘導を図る。	【支障事例】 現行制度では、人件費などの地域差を適正に反映させるために、全国を7つの地域区分(単位:10円～11.26円)に分類し、都市部においては、その区分ごとに介護報酬単価が適用されているが、愛媛県の市町は全て同一の区分に属しているため、介護報酬単価は愛媛県内で一律(1単位10円)とされている。 愛媛県内の都市部とそれ以外の地域では、介護サービスの集積度に差があり、同じ介護年度で認定されても受けられるサービスに違いが生じている。 例:①サービス事業所の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(17)、喜多郡(52)、新居高市(48) →少ない順:松野町(3)、上島町・久万高原町・砥部町・伊方町(5) ②認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(111)、新居高市(28)、今治市(24) →少ない順:上島町(0)、松野町(1)、伊方町・砥部町(3) また、離島地域は、介護サービスに係る経費が割高で人材の確保が困難であることから、現行制度の範囲内で加算を行っているにもかかわらず、事業者の参入が進まないため、十分なサービス量が確保されていない。 【制度改正の必要性】 このため、中山間や離島など条件不利地域においては、介護事業者が進出するインセンティブとし、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の進出が容易となることや、県内のどの地域においても同等のサービスが受けられるようになり、サービスの不平等感の解消が図られるとともに、地域の実情に合った介護サービスの提供が可能となる。 具体的には、「厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)」に、都道府県及び市町村との協議の上「地域の実情に合わせて単価の設定ができる」旨の例外規定を追加する。	
H26	850	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6等	介護サービス事業者及び利用者における介護状態改善への意識向上	更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業所にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)をつくらせるとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。	【支障事例】 介護報酬サービスは、要介護状態や要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つよう提供されなければならないが、以下のようなことが指摘されている。 ①サービス事業者は、要介護状態の悪化すると、結果として介護報酬が増えることがあり、要介護状態の軽減に向けた意識が働かない。 具体例1:通所介護(デイサービス 通常施設、7～9時間利用の場合)における要介護度の改善 (要介護度3)9,440円/1回 →改善→(要介護度2)8,170円/1回 (差額)△1,270円/1回 具体例2:介護度が改善した者の割合が低い 平成24年度介護度:前日より高くなった者28.3%、前年と変わらなかった者64.3%、前年より低くなった者7.4% ②居宅サービスの利用者が、要介護度が改善すると、利用するサービスの量(区分支給限度額)が下がることになり、従前のサービスの利用を継続できなかったことへの不満や不安を抱くことが多い。 (要介護度3)269,310円/月 →改善→(要介護度2)196,160円/月 (差額)73,150円/月 【制度改正の必要性】 そこで、更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者には、介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入するとともに、サービス利用者には、次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図るといった、インセンティブが働く仕組みを提案するものである。 【効果】 この提案が実現した場合、次の効果が発現すると考える。 1 サービス事業者において、要介護度改善の実績をアピールすることにより、信頼向上につながる可能性があるほか、事業者間の競争によるサービスの質の向上も期待 2 サービス利用者において、要介護度改善や自立した生活に戻ることへの意識向上 3 要介護度改善の増加による介護給付費の抑制と要介護度が改善することへの苦情の減少	
H26	851	07.産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者及び農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	農商工等連携促進法に基づき計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や財金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組みのものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階で支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、前商品の開発や完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮できず全国一律に評価していることなど、全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家等の意見照会等)が必要である。 認定要件(「新規性」)「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。 認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等问题を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につながる可能性がある。 (参考) 認定数H26..2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定45件(愛知県) 愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件 年度別 農商工等連携事業認定数 H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件) 農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業の一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	【再掲】 ④農林水産省(9)【経済産業省(18)】 中小企業者及び農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (1)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提供された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定認定後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
H26	852	07.産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由度を奪った制度スキームとなっていない。 現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が煩雑となっている。 電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては、国の数量と異なる数量を認める変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の数量による充たを行った上で、実績報告により額を確定する。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	⑥【経済産業省】 (8)電源立地地域周辺地域整備法(昭49法78) 電源立地地域対策交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合に、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平14文部科学省・経済産業省告示)2)19条3号)及び新たな交付申請(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。
H26	853	07.産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由度を奪った制度スキームとなっていない。 当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的としたものであるが、交付対象事業は公共用施設の整備に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3号に規定する交付対象経費(公共用施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。 交付対象を公共用施設の整備に限定しない制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	854	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。 原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
H26	855	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	
H26	856	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(中小企業庁)	対象外	大規模小売店舗立地法第6条第2項、同条第3項、同条第4項	大規模小売店舗立地法に基いた大規模小売店舗立地法に基いた大規模小売店舗設置者等が配慮すべき事項に関する指針(大規模小売店舗設置者等が配慮すべき事項)の緩和	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(大規模小売店舗設置者等が配慮すべき事項)に基いた大規模小売店舗設置者等が配慮すべき事項に関する指針(大規模小売店舗設置者等が配慮すべき事項)の緩和	駐車場の収容台数を減少させる場合、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基いた必要駐車台数を満たした範囲内の変更と見做し、地元説明会や報告書などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。 自治体において当該届出に係る意見を有しない旨を届出時に通知した場合は、大規模小売店舗立地法第8条5項に基づき、その時点で8か月制限が解除されるもの、当該通知を行うまでの間、届出の取扱い等により少なくとも4か月の期間を要するため、事業者が月極駐車場や借地駐車場を確保している場合は、その期間については、費用を負担することとなる。 事務手続に関する小売業者の負担が軽減される。	
H26	857	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減を含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更に関するものとして変更届出の対象から除外する。 なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きき要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対して一律に取扱い現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続を簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。 また、同時に行政の事務コストを削減することができる。 (具体的事例は別紙のとおり)	①【経済産業省】 ②【工場立地法(現4法)】 緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	858	02_農業・農地	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地であったが、26年度には17産地と大幅に減少しており、さらに、さといも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることも懸念される。 国は、平成26年3月1日付けで要件要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しできなかったため、共同出荷割合の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3とする)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	
H26	859	02_農業・農地	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない、1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、このような農業法人企業や大規模法人は、後継者の拡大や新規農業者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支障が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制を整備できる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	860	09.土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第79条第2項第4号	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利権の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。 また、許可に關し、国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一した取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理的な点があるとは言えないものも思料する。 国の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したこともあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。 河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。 地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。		
H26	862	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	教育法第3条	「幼児連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲に関する法律第3条	県が持つ「幼児連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼児連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方数量型の認定こども園の認定権限は県に残る。 施設の移行を考える幼児連携事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。 類型を越えた認定こども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。		
H26	863	02.農業・農地	指定都市	さいたま市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域法第6条、第7条	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の指定権限の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、市部間に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況に陥つており、このうち、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。 また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができていない状況もある。 都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。	
H26	864	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第17条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査委員会任期を定める規定の緩和	介護保険認定審査委員会任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	【支障事例】 介護保険法施行令第6条第1項より、介護保険認定審査委員会の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査委員300名、うち再任された委員283人) 【制度改正の必要性】 また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	【再掲】 【厚生労働省】 (12)介護保険法(平9法123) (1)介護認定審査会の委員の任期(施行令第6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。	
H26	865	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健福祉法第13条	精神医療審査委員の任期を定める規定の緩和	精神医療審査委員会任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	【支障事例】 精神医療審査委員の任期については、精神保健福祉法第13条第2項より、2年と定められている。しかしながら、委員には専門的な知識や経験が必要であるため、再委嘱しているのが現状である。 委員の委嘱にあたっては、医師会等の協議が必要であり、手続き等を含め相当の労力と準備期間を要している。(平成26年4月現在、審査会委員14名、うち再任された委員9人) 【制度改正の必要性】 このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	【厚生労働省】 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の委員の任期(13条2項)については、3年を上限として条例(制定主体は都道府県及び指定都市)で定める期間とすることを可能とする。	
H26	866	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5条	障害者支援区分認定審査委員会任期を定める規定の緩和	障害者支援区分認定審査委員会任期について、現在は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、規定を緩和する。	【支障事例】 障害者支援区分認定審査委員の任期については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事実上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査委員40名、うち再任された委員36人) また、審査の公平性を確保するためにも一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応することが必要と考える。	【厚生労働省】 (13)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)市町村審査会の委員の任期(施行令第5条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	867	09.土木・建築	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第90条	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法規道に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築競争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	6 【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法20) (1)建築審査会の委員の任期(90条1項)は、条例(制定主体は建築主を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
H26	868	08.消防・防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府	対象外	民法第717条	災害時の、民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用する際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」の免除	災害時に民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する。	帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設について、自治体の公共施設だけで想定される帰宅困難者を収容することは不可能であり、民間事業者の協力が不可欠である。しかし、民法第717条の「建物所有者の無過失責任」では、災害時に善意で帰宅困難者を受け入れた場合であっても、建物所有者に賠償責任が及ぶ場合があり、民間事業者が自治体と一緒に一時滞在施設として協力することへの阻害要因となっている。そのため、民間事業者の協力をさらに得るために、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかつた場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する等の見直しが必要と考える。	
H26	869	05.教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)(6)(7) 26年度第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[6]大規模改修事業	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改修事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】本市では、非構造部材の防災機能強化事業と大規模改修事業(レール改修、障害児対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごす場所とするために、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に非構造部材の耐震化事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に非構造部材の耐震化事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改修事業費の下限額100万円を下回り、国庫補助の対象とならない(学校施設(平成25年度18校)うち避難所指定校18校)が多くなってしまっている。 【制度改正の必要性】本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考える。よって、いずれも大規模改修事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改修事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	
H26	870	05.教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っており、学級編制の改善の見直しが行われていない。 【制度改正の必要性】今後、基礎学力の向上や習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考える。	
H26	871	01.土地利用(農地除く)	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要綱について平成14年6月28日付け国都総第633号	都市計画決定以前の緑地に、相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	【支障事例】【特別緑地保全地区】等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要綱について(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業として緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	
H26	873	03.医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	対象外	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	地方単独事業として実施する福祉医療制度における国庫負担金の減額措置の撤回	地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合に行われる、国庫負担金の減額措置を廃止すること	地方自治体が、単独事業として実施している医療費の一部負担金の免除等の福祉医療制度等は、地域住民の福祉向上を目的とした重要な施策であり、国庫負担金等において減額措置を講ずるべきではなく、住民福祉に大きく貢献している実態を踏まえた制度とすべきであると考える。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	874	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	基準病床数の算定を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	【制度改正の必要性】 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床数の整備を行うことができない状況である。 今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあっては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。 以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。 【具体的な支障事例】 さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。		
H26	875	01_土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法15条	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りや、緊急的に各種施策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することとなる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね備えた政策展開が機動的に実施可能となる。		
H26	876	02_農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条	農知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町村が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町村の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃さず、たくましく実現出来るためにも、農知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中において、近江八幡市は県内1位の96.7%(平成24年12月)となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手後継者不足が進んでいることから、大規模農業へ農地を集積することで農業の強靱性を確保し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向けた取り組みがなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。 また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を基にすると、農業の後継者がない農家が9割を超えているだけでなく、既に、集落常農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するため外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる自地農地はほとんど無い。 こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、農知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化を図る。そのため、県内外からの農業の担い手を含む住民のみなさん、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じた的確に実施することが出来ない。	
H26	877	02_農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 農業振興地域規制に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい・排水施設更新事業の、土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい・排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を全うし向上させるものではないと解せられるため、8年未満経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようにしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 これは、農地整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい・排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとを実施すれば、その地域一体には半永久的に8年未満経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。		
H26	878	03_医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外	福祉施設等の設備及び運営、職員員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とすべき見直し	福祉施設等の設備及び運営、職員員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員員の員数に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。		
H26	879	10_運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6の二①	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。 検討に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上を見込まれること)を要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。 この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうした支障との再編が進まなくなる可能性がある。 一方、国においては、本年6月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合、道路運送法上の特別を受け取ることができると、路線等の再編を実現しやすくなる制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。	【再掲】 6【国土交通省】 (20)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(第204号)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	880	10.運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に関する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な観点であるひろしま西風新都市と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春季の開業を目指して推進するとともに、広域公園駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節減の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。(詳細は別紙1を参照。)	
H26	881	10.運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業回線、連携計画事業(コミュニティールール)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業回線、連携計画事業(コミュニティールール)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第12条、第17条と同題の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行う)ことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。(詳細は別紙2を参照。)	地域の実情に応じた施策政策を実現するため、本市は、本市が定める一般内線バス基本料の施設基準について、特例的取り扱いを行うことで、指定都市へ権限を移譲すべきである。 【具体的な支障事例】 広島市では、現在、夜間に入院を必要とする重症患者の受け入れを担う病院群輪番制を運営しているが、近年、夜間に多くの重症患者が病院群輪番制病院へ来院し、医師等の疲弊やモテメーションの低下を招き、病院群輪番制からの搬送や当番回数増加の一因となっており、夜間の救急医療体制の確保が急務となっている。また、夜間における医療従事者の不足が顕著となっており、特に看護職員不足が顕著となっている。現状では、入院基本料の施設基準により、病棟における夜勤の看護職員の数が2人以上配置することとされ、また、その数の算定については、通知により外来勤務の看護職員を算入できないこととされている。こうした中、医療機関(病院)から、特例の夜勤看護職員が救急外来の患者に対応できない現状の制度では病院群輪番制への参加や当番回数の増加は困難であるため、柔軟に対応できる特例措置を講じてほしいとの意見が提出されている。 【制度改正による効果】 地域の実情に応じた施設基準を設定することにより、病院群輪番制への新規加入や当番回数の増加が見込まれ、受入困難事例の解消や救急車による搬送時間の短縮を図ることが可能となり、夜間における救急医療体制を確保することができる。	
H26	882	03.医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)基本診療料の施設基準等(平成24年厚生労働省告示第77号)	入院基本料の施設基準に関する特例を認める権限の移譲	厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)により厚生労働大臣が定めることとされている基本診療料の施設基準等における一般内線バス基本料の施設基準について、地域の実情に応じた特例的取り扱いができるよう、認める権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた施設政策を実現するため、厚生労働大臣が一律に定めている一般内線バス基本料の施設基準について、特例的取り扱いを行うことで、指定都市へ権限を移譲すべきである。 【具体的な支障事例】 広島市では、現在、夜間に入院を必要とする重症患者の受け入れを担う病院群輪番制を運営しているが、近年、夜間に多くの重症患者が病院群輪番制病院へ来院し、医師等の疲弊やモテメーションの低下を招き、病院群輪番制からの搬送や当番回数増加の一因となっており、夜間の救急医療体制の確保が急務となっている。また、夜間における医療従事者の不足が顕著となっており、特に看護職員不足が顕著となっている。現状では、入院基本料の施設基準により、病棟における夜勤の看護職員の数が2人以上配置することとされ、また、その数の算定については、通知により外来勤務の看護職員を算入できないこととされている。こうした中、医療機関(病院)から、特例の夜勤看護職員が救急外来の患者に対応できない現状の制度では病院群輪番制への参加や当番回数の増加は困難であるため、柔軟に対応できる特例措置を講じてほしいとの意見が提出されている。 【制度改正による効果】 地域の実情に応じた施設基準を設定することにより、病院群輪番制への新規加入や当番回数の増加が見込まれ、受入困難事例の解消や救急車による搬送時間の短縮を図ることが可能となり、夜間における救急医療体制を確保することができる。	
H26	883	06.環境・衛生	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令第174条の34食品衛生法第51条	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。	【支障事例及び制度改正による効果】本市は市が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の節約や運用については、県が決定している。このため、都市部を越え、新たな営業形態の出現も多々あり、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できるとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその節約や運用が可能となる。 ・支障事例の一例 ガハートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られず、当該行為を認めることができなかった。 【平成25年12月20日閣議決定の方向性となる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が定める基準を策定することができる」とされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することを含めた、施設基準そのものを策定する権限である。 なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一の基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示している。(詳細は別紙3を参照。)	【厚生労働省】 ①食品衛生法(現22法23) 飲食店営業等の施設基準の策定(51条)については、保健所設置市及び特別区から地域の実情を踏まえて都道府県の基準の見直しに関する要請があった場合には、都道府県と保健所設置市及び特別区において、公衆衛生上の観点から見直しを検討するため、円滑な協議が実施されることを望ましい旨を周知する。
H26	884	06.環境・衛生	指定都市	広島市	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となり制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立ち入り指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効果的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が大きくなるという、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定の趣旨】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「(仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である)との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	889	07.産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲 経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域産業資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局において、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経済の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に対応することにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業経営支援対策事業補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農工商等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経済の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に対応することにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する法律第16条)を都道府県に移譲すること。	4【農林水産省】 (9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管) (1)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (1)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。 【再掲】 (3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57) (1)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局と事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 (1)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等において意図難を伴うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。 【再掲】 4【経済産業省】 (15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局と事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参加し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県の権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。 (18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共管)【再掲】 (1)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (1)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
H26	890	07.産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出の促進に関する法律第16条 中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱	中小企業における労働力の確保、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経済の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に対応することにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する法律第16条)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦線プロジェクトコーディネーター等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業)	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがある(1)ほか、国による地方への過大な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	
H26	891	11.その他	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	特定地域再生事業費補助金交付要綱	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがある(1)ほか、国による地方への過大な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがある(1)ほか、国による地方への過大な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	
H26	892	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがある(1)ほか、国による地方への過大な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがある(1)ほか、国による地方への過大な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強く、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	893	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	【再掲】 【総務省】 (4)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的な情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。
H26	894	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
H26	895	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第3項 消防施設強化促進法 消防施設整備費補助金交付要綱	消防施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	
H26	896	11.その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要望調査を行う際、都道府県が評価できることとし、その旨を地方公共団体に周知する。また、民放ラジオ難聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要と周知を行う。
H26	897	11.その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促すためには、補助を県に移管する必要がある。	【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (1)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (2)劇場・音楽堂等活性化事業 (3)伝統文化継承教室事業
H26	898	11.その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 ・文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等活性化事業)交付要綱	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。	【再掲】 【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を改善するなどの改善を図る。 (1)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (2)劇場・音楽堂等活性化事業 (3)伝統文化継承教室事業

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	899	11.その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助に県に移管する必要がある。さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	【再掲】 【文部科学省】 (4)文化芸術振興費補助金 (5)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (1)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (2)劇場・音楽堂等活性化事業 (3)伝統文化親子教室事業
H26	900	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県は地域福祉の推進と密接な関係があるため、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。	
H26	901	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法35条第3項、第40条次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握する必要があるため。	
H26	902	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	
H26	903	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県は地域福祉の推進と密接な関係があるため、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。	
H26	904	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	地域生活支援事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消につながる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	905	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
H26	906	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
H26	907	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		障害児施設措置費(給付費)等国庫負担金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費)等国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	
H26	908	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が可能である。	
H26	909	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という前面が併せて持っている。新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。	
H26	910	11.その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲		両立支援等助成金支給要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県へ財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 同種の事業を県も持っているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	【厚生労働省】 (18)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、国と都道府県との連携を促進する。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	911	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県の退休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	
H26	912	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	
H26	913	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農業基盤整備促進事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	4 【農林水産省】 (16) 農業基盤整備促進事業 平成28年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で国に申請を行うより採択申請を一本化したところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知する。
H26	914	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	環境保全型農業直接支援対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	4 【農林水産省】 (16) 環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平26法78)に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに見直す。
H26	915	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	【再掲】 4 【農林水産省】 (12) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。
H26	917	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたり効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	918	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金において、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。	【再掲】 4 【農林水産省】 (18) 都市農村共生・対流総合対策交付金 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された促進計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
H26	919	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。	【再掲】 4 【農林水産省】 (17) 食のモデル地域育成事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。
H26	920	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止緊急補償等対策事業推進交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づき交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急補償等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経て事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	
H26	921	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づき交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することでユルネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効果的に図ることができる。	
H26	922	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	果実等生産出荷安定対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率的、効果的な事業実施が可能となる。	
H26	923	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	果実等生産出荷安定対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち茶改値等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 産地の実情を把握している県が行うことで、より効率的、効果的な事業実施が可能となる。	4 【農林水産省】 (11) 茶改値等支援事業 国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行う。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	924	02.農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地活性化総合対策事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。 そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	
H26	925	01.土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	林産物供給等振興対策事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用倍額戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。 そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	
H26	926	01.土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	分収林契約適正化事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	
H26	927	11.その他	都道府県	埼玉県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機能発揮対策交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 福島のふるさと川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。	
H26	928	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	先進的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先進的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	
H26	929	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	耐震対策緊急促進事業制度要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	930	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県で行っている県営住宅旧地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	
H26	931	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性或実情を反映したまちづくりが可能となるため	
H26	932	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	都市安全確保促進事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性或実情を反映したまちづくりが可能となるため。	
H26	933	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	民間まちづくり活動促進事業交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	
H26	934	11.その他	都道府県	埼玉県	環境省	A 権限移譲	生物多様性保全推進支援事業実施要綱 生物多様性保全推進交付金交付要綱 生物多様性保全推進交付金取扱要綱	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるほか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域の実情にあった補助金活用で、県内の保全活動の活性化につながる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に關する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	935	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条、第5条	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲	農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に拠じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおき、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事との意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するに当たっては、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開拓許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	936	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止	農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。	【支障事例等】 現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。 【制度改正の必要性】 都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に拠じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃止すべきである。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおき、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事との意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するに当たっては、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開拓許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	937	01_土地利用(農地除く)	一般市	安城市	財務省(国税庁)	対象外	租税特別措置法第33条の4	5000万円控除の特例の拡充	土地区画整理事業地区内において、事業のために土地建物の資産を譲渡した場合における租税特別措置法第33条の4の規定による5,000万円特別控除の特例について、同一事業で年単位を超えて2回以上譲渡した場合でも、異なる場所の資産を、事業の遷移により年をまたがって2回以上譲渡する場合は、何回でも適用できることとする。	既成市街地の土地区画整理事業において、地区内に複数の土地・建物を所有している権利者の移転をする場合、一度の移転(建物売却)では対応できない。よって、複数年に渡り、複数物件の移転を行うが、2回目の移転の際、除却のみの場合だと収用代替も適用されないため、移転に対して権利者理解を得にくく、事業が滞り、後継(玉突き)の移転者にも影響が出てしまう。計画的かつ円滑に事業を進めるためにも、異なる場所に複数の土地・建物を所有する者には、5000万円控除の適用を何回でも適用できるようにお願いしたい。	
H26	938	02_農業・農地	都道府県	福島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則2項	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けられた国との協議の廃止	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けられた国との協議を廃止する。	【提案事項・支障事例】平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との協議を義務付けられたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨のものではない」とされている。実際の大匠協議においては、1ヶ月間の協議時間を要することが通常となっており、場合によっては約80キロメートル離れた東北東政局(仙台市)における協議が必要なものがある。大臣協議が終了するまでは、当然のことながら、県農業会議に諮問することができず、転用許可まで時間を要している。2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同等の基準であり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やする時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげるため、協議手続きの廃止をお願いしたい。	4【農林水産省】(4)農地法(附則22号)及び農業振興地域の整備に関する法律(附則44条58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。(1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農地法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準を決定する。・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。(1)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の同年等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を定めるなどの要件を満たしている限り、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地域内における開闢許可(農地法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の55%については、農業委員会改選の議論と併せて検討を行う。・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	939	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条	ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲	地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先進的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)補助事業の交付決定及び確定手続き採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力等	現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。 【地産新成長産業創出促進事業補助金】などベンチャー支援に関する補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助手の設定をしてほしい。(現行:図2/3 ⇒ 例:図2/3、都道府県 1/3以内など) 新産業・ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細いフォローアップなども可能と考える。	
H26	940	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産学人材育成パートナーシップ今後の取組の方向性についてものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業公募要領	産学人材育成パートナーシップに関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	相談内容に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助手の設定をしてほしい。(現行:図2/3 ⇒ 例:図2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細いフォローアップなども可能と考える。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	946	07.産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	商工会議所法第25条第1号、第2号及び第4号、第46条第2項 商工会議所法施行令第7条第1項第4号	商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限を都道府県知事へ移譲	商工会議所法に基づく商工会議所に係る経済産業大臣の定款変更の認可権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 定款変更の認可権限については、国と都道府県に権限が分散している。都道府県に移譲されることにより定款変更の窓口一元化、申請者の負担軽減につながる。 【懸念の解消】 第4次一括法で移譲ならなかった定款変更の3事項については、次のとおり、都道府県においても認可事務を実施することは可能と考える。 (目的)法で実施事業が規定され、日本商工会議所による標準定款例によって各商工会議所の定款が作られている。県に移譲することで国営化と整合性が高まるは考えない。 (名称)既会議所の名称は県においても把握でき、県に移譲することで誤認混同を与えるような名称変更が発生するとは考えない。 (地区)県境を超えた区域を商工会議所の地域とする場合の定款変更について国に権限を残すという対応も検討できるのではない。	【再掲】 【経済産業省】 ①商工会議所法(昭28法143) 商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平26法51)38条の施行状況等を踏まえて、実施主体の切り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	947	07.産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が指定する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細い支援を行うことが必要で、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。 現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。 【懸念の解消】 それぞれの地域の資源を活用する事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。	【再掲】 【経済産業省】 ①(1)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前届出があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ②(1)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。
H26	948	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第115条の32、第115条の33、115条の34	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲すること。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 中核市における介護サービス事業者の指定権限は中核市にあるが、法の規定により、業務管理体制の整備に関する事項の届出先は(地域密着型サービス)町村とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がない。中核市における介護サービス事業者やその運営法人等の指導監督上、課題があるため、中核市への届出とするべき。 【具体的な支障事例】 サービス事業者の指導・監督権限を有する中核市の監査により、取調相当事象が生じた場合、その時点で、県に対して、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請があるため、それまで関与していない県が、当該中核市から経路を聴取することから対応しなければならず、不合理的である。このため、指導監督権限のあるサービス事業所を運営する法人の業務管理体制の整備も、一連として中核市において、監督することが望ましい。 【A県の状況(128.6.1現在)】 対象となる介護保険サービス事業所数(地域密着型サービスを除く):A県指定-2,039、B市(中核市)-510(20.0%) 業務管理体制届出対象法人数:741(うちB市に事業所を有する法人150)	
H26	949	09.土木・建築	知事会	中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・会計法第48条 ・農林畜産業関係補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩倉血防の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業(岩倉血防の道整備交付金など)の繰越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてアブリングの名称、添付資料の取扱い等の事務の見直し・改善が行われている。(「繰越制度」の一環の活用に向けた取組について(平成22年1月15日財務省)) 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管するもの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよそ1週間程度の短期間で処理されているが、その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていないため、農林畜産業関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局に繰越承認申請を行う2段階の手続きが必要で、繰越の承認まで約3～4週間を要している。 特に年度近く成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に即り年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を委ねていない事業については繰越承認までに時間がかかるため、地方農政局が財務局に繰越申請するまで繰越承認日を見直し、立たないことから、入札に際しては中止となること、視野に入れて手続を行っている状況もあり、繰越手続に要する期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている実情を鑑み、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	【再掲】 ⑥【農林水産省】 (27)農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越(空債)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許書に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の2)の手続に関する事務を、都府県知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22令165)140条に規定する手続を進める。
H26	950	11.その他	知事会	中国地方知事会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条に準じた条項の追加	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能化	地方公共団体が必要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達ができるようにする。	本県流域下水道から発生する下水汚泥については、収集運搬及び処分を民間事業者への業務委託(特定調達契約)により実施している。当該業務については、その必要数量が年間約14,500(約55t/日)と多く、また毎日発生する下水汚泥を継続的かつ安定的にリスク分散を図りながら処分する必要がある。しかし、県内事業者については、その処理能力が50～100t/日程度しかなく、県内事業者のみで量を処分することができない。また、県外事業者については、処理能力は35t/日以上あるが、県内事業者よりも約1割程度処分費が高く、処分費用の抑制という観点から課題がある。このことから、1者ではなく複数の事業者がそれぞれの処理能力に応じて受注でき、かつできるだけ処分費用が抑制できる入札制度として複数落札入札制度が適切と考えている。しかし、国が特定調達を行う際には認められている複数落札入札制度が地方公共団体で認められていないことから、やむを得ず通常の一般競争入札により処分方法ごとに分断して業務委託を発注しており、事務量も多くなっている。以上より、地方公共団体においても複数落札入札制度が実施できるよう、政令の改正を求めるものである。なお、複数落札入札制度の実施が可能となった場合、入札件数を現在の5件から2件にまとめることができ、入札に要する事務の効率化を大幅に図ることができる。	【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国における複数落札入札方式による調達の実態や、地方公共団体の意見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	951	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条	児童発達支援センターにおける利用者への食事提供方法の基準の緩和	児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、施設内での調理が義務付けられているが、児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設外で調理されたものを搬入し提供する等方法等施設内での調理以外の方法も認める。	【現行制度】 児童発達支援センターを利用している障がい児に食事(給食)を提供する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、当該センター内で調理をする方法により提供しなければならないことから、当該センターを設置する場合は、調理員の確保や調理用設備などの整備が必要となる。 【支障事例】 しかし、本県のような人口が少ない県では、児童発達支援センターの規模が小さく、利用者も少なく、かつサービス提供に係る報酬額(収入額)が少ない中で、自前の施設で食事を提供する事は、非常にコストが嵩み、非効率的であり、当該センターの設置や運営の経費上大きな問題となっている。 【規制緩和の効果】 食事提供の方法として、施設内で調理をする以外の方法、例えば、外部搬入方式が可能となれば、設置や運営に係るコストが削減できるとともに、食事の提供数が少なかったとしても、食材の質の確保及び種類豊富な献立を効率的に提供することが可能となる。また、コストの削減により、経営の効率化が図られることから、新たな児童発達支援センターの設置を促し地域支援体制の強化が図られるとともに、削減したコストを障がい、特性に応じた療育の実施等障がい児の処遇の向上に充てることができる。 【規制緩和の必要性】 児童発達支援センターの設置促進と安定的な経営を行うため、施設内調理以外の方法(配食を行っている民間事業者が調理した食事を外部搬入する方法、関連する施設で一時的に調理した食事を提供する方式、地域の学校給食センターが調理した給食を搬入する方法等)も認めるなど、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、基準を緩和すべきである。なお、同じ通所サービスである保育所や、障害福祉サービス事業所においては、既に、ある一定の要件を満たせば、外部搬入方式などが認められている。	
H26	952	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「児童福祉法による保育所運営費負担金について」(SS1.4.16厚生省発見第59号の2厚生事務官通知)	多子世帯保育料軽減制度における同時入所要件の撤廃	保育料の軽減制度について、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り2人目を1/2軽減、3人目を無料化している現行制度の、兄弟姉妹の同時入所要件を撤廃すること	現行制度は、兄弟姉妹が同時入所している場合に限り、2人目1/2軽減、3人目を無料化としているが、少子化対策の観点から多子世帯の経済的負担軽減は重要であり、同時入所要件は撤廃すべき。(なお、要件撤廃に伴う財政負担が地域に転嫁されることのないようあわせて提案する。)	
H26	954	11.その他	知事会	中国地方知事会	総務省	対象外	地方交付税	町村設置の福祉事務所に係る経費の特別交付税から普通交付税への変更	特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行	【具体的支障事例】 特別交付税による措置の場合、留保等により年度末の3月にならぬ福祉事務所経費の措置が確定されないため、予見性及び安定的な財政運営に問題がある。 経費の普通交付税である福祉事務所設置費の財源が、特別交付税(臨時的収入)で措置されているため、経費収支比率が実態を反映したものでない。 【課題の解消策】 このため、特別交付税で措置されている福祉事務所設置町村に要する経費の普通交付税への移行を求める。	
H26	955	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第1条、第2条 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2の2	特別児童扶養手当事務取扱交付金の交付対象の拡大	事務委託による方法を、条例移譲による方法に変更できるよう、国からの財源(交付金)を県のみでなく条例移譲した場合の市町へも交付するように変更すること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 現在広島県では、全国に先駆けて市町に特別児童扶養手当の支給資格の認定等の事務を委託しているが、本案は特例条例による移譲を検討していた。しかし、国からの財源が交付税ではなく交付金(特別児童扶養手当事務取扱交付金)であり、交付対象が都道府県に限定されているため、特例条例による移譲では財源が失われるため、やむを得ず事務委託の手法を採用している。類似の特別児童扶養手当等については、福祉事務所を設置している市町に法律で権限移譲されている。 また第4次一括法により政令指定都市に27年度から特別児童扶養手当の認定等の事務の移譲が予定されている。 このため、政令市以外の基礎自治体に対しては、現在の事務委託ではなく、条例移譲として位置付けを明確化できるような提案しているものである。 【課題の解消策】 具体的な変更要望は「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱第2 2 市町村に交付する事務費の額」に「都道府県から特例条例で移譲を受けた都道府県の事務に係る経費」の追加を求める。	
H26	956	06.環境・衛生	知事会	中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること。 具体的内容 現状では、水質水質に全く変更がなくても、特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略する。	瀬戸内海流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m3/日以上のものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、汚濁負荷量が増加しないケースにおいても事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められており、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。 このため、汚濁負荷量が増加しないケースにおいては手続の一部簡素化を図り、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行うことができるようにすべきである。	【再掲】 ①【環境省】 ②瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	957	06.環境・衛生	知事会	中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定・変更する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時は、国への協議に約2か月を要した。)。同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の系統フロー(①国との事前調整→②閣議決定期間→③国への協議)における②の廃止により、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間)で協議の目録期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いつつ、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。	
H26	958	05.教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第8条	高等学校等就学支援金の受給権者に係る通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねて行うこととする。(個人ごとの支給額については学校設置者に対する一覧の送付と、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のおとす。)	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(取組)と数量が膨大であり、事務負担が大きいため、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知を納付の時期が到来することを確認し、当該納付通知より、生徒は授業料及び学費支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えることができることとしたい。	【再掲】 【文部科学省】 ④高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) ⑤高等学校等就学支援金の支給額の通知(施行規則8条)については、授業料等の納付通知と支給額を記載し、支給額の通知することも可能であること等を、事務処理要領において明確化し、都道府県等に通知する。
H26	959	05.教育・文化	知事会	中国地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一宮補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	国立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壊しや有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要とされているが、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、10年以上経過した学校施設と同様に、国庫納付金相当額以上の額の基金積立を行うことにより国庫納付金を不要とする。	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満の学校において、余裕教室を放課後児童クラブに貸し・譲渡等しようとする。〔文部科学省所管一宮補助金等に係る財産処分承認基準〕により、有償譲渡にもかかわらず「耐用年数に応じた残存価額相当額の国庫納付金が生じ、保護者からの強い要望があるにもかかわらず当該設置場所がなく、放課後児童クラブの設置を見送っている事例がある。』 【改正の必要性】 児童生徒の減少により余裕教室が増加傾向にある中、その有効な活用を進める必要があるが、放課後児童クラブは主に当該学校の在籍児童が利用するものであり、地域の児童福祉に資するものである。児童福祉法の改正(H27.4.1施行)により、児童クラブの対象が小4から小6に拡大するため、放課後児童クラブの場所の確保の必要性が一層増大することが見込まれるが、特に都市部を中心に、運動場にプレハブを建てるスペースもないため、余裕教室を転用することが益々求められる。また、地域のお年寄りの利用が見込まれる民間デイケア施設等の高齢者福祉に資する利用も考えられる。 【懸念の解消策】 現行制度において国庫納付金が必要となる国庫補助事業完了後10年未満の学校施設の財産処分についても、地域の児童福祉や高齢者福祉に資する施設への活用等の一定の条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のために市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸付・譲渡等を認めてほしい。	
H26	960	04.雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第3条第3項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっているためであるが、現在、当法律に基づく支援策のうち当該認定を条件としているものはなく、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 当該計画の認定を条件とする国の助成金がなくなったことに伴い、本来への当該改善計画の認定申請は、平成23年度以降実績がない全国的にも同様と推測。 当該認定を条件とした支援策が新たに創設された場合においても、助成金の受給資格認定申請を行う前に、下記②及び③の手続が必要となることから、既存の助成制度と同様、当該改善計画の認定を条件としないことが、企業等にとって負担軽減になる。 ①企業等は、改善計画が助成金の対象となるが、労働局に相談する ②企業等は、都道府県に対して、改善計画の認定申請を行う ③都道府県は、申請内容を確認し、認定手続等を行う。 ④企業等は、定められた期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。	【再掲】 【厚生労働省】 ⑩介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平4法63) 介護事業主が策定する改善計画の認定(8条)の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、平成27年中に結果を得る。
H26	961	04.雇用・労働	知事会	中国地方知事会	厚生労働省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。	企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。 当該計画の認定が助成金申請要件となつていない場合の手続きはなおで協議。 ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるが、労働局に相談する ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。 ③都道府県は、国の定める認定審査基準等照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。 ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める期日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。 改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することにより、企業は、上記②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。 ②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。 現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。 改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本来に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。	【再掲】 【厚生労働省(9)】【経済産業省(9)】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平3法57)(経済産業省と共管) 事業協同組合等が作成する改善計画の認定(4条1項)については、これを要件とする現行の助成金の活用促進を図る観点から検討し、手続の簡素化を図る。
H26	962	07.産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止	都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支援となっていない。 地域の特性・強みをふかした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に「国の同意を義務付ける必要はない」。	【再掲】 【経済産業省】 ⑩企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするとともに、法定協議に当たった際の留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	963	07.産業振興	知事会	中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	工場立地法第4条の2	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】 工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については、工場立地法第4条の2第1項により都道府県が、条例により基礎自治体である指定都市、市は行うことが可能であるが、町村については、法令上、権限がないままでは稼働済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。 なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定められている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。 【長期的な支障事例】 本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村があり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。 【課題の解消策】 このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。	
H26	964	01.土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならぬとされている。 前述2号の号及び保安林解除にあたっては、国土の協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあっても県による適正審査が可能であり、国土との協議は不要と考える。 国土への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算し「30日」)。	【再掲】 6【農林水産省】 (4)森林法(第26条2号) (注)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4号2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	965	01.土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及び5イ	一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道～一般国道～一般河川等) 一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。	【長期的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国土から協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業者手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 【過去協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していたところである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなもの想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間通知以後、国協議～同意の案件があったが、国から協議時期が遅いという指摘を受け、その遅延理由を問われ続けたことにより、事前協議前の下協議に半端程度を要する結果など、手続きの迅速化に繋がっていないこと、「一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間)」(以下これを「協議不要希望施設」という。))については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において同様の審査が行われていることから、国協議～同意を廃止しても国土との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議不要希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。これにより、県民の意欲ある高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	
H26	966	01.土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及び5イ	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際、国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【長期的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。))については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、国土から協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 【過去協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していたところである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなもの想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点で調整が可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部長との調整を行ったため、都市的・土地利用と農地保全との調整が可能と考えることから、地域の実情に即したまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	【再掲】 6【農林水産省】 (7)都市計画法(第13条100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更を同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要することを除く。))における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となつた区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(第44条58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合に限るとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(第27条229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。
H26	967	01.土地利用(農地除く)	知事会	中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項、第14項	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取～の変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取～変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法により、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまで約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②国土の事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国土は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げており、事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園(指定公園)の指定等の権限を有する国土との調整も、意見聴取で担保できると考える。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係市庁意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	【再掲】 6【国土交通省】 (14)国土利用計画法(第9条92) (14)土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国土と都道府県との協議における国の指掌事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国土と都道府県との協議の円滑化を図る。

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	968	09.土木・建築	知事会	中国地方知事会	国土交通省	対象外	道路整備特別措置法第10条第4項、第12条、第13条第1項	地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可の廃止	道路整備特別措置法に基づく地方道路公社が管理する有料道路の料金設定における国土交通大臣の許可及び認可を廃止し、届出制に変更する。	【制度改正の必要性】 地方道路公社が管理する有料道路は、利用実態上、地域に密着した利用が大勢であり、その料金は地域生活に大きな影響を与え、地方から、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要である。 届出制にされた場合、地方道路公社が管理する有料道路において、生活対策・観光施策など地方の裁量で、地域の実情に応じた整備・管理・運営が可能となる。 【支障事例】 最近において、料金値下げに伴う償還期間延長について国に事前相談したところ、他事例がないこと、他の全国の有料道路への波及が懸念されることから、認められなかった事例がある。	
H26	969	05.教育・文化	市区長会	中核市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修センターが設置されているが、異動における効果を生かすための職員を一方、人事権が異なるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学に入学生と不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。 市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性が必要であるとの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制にすることにより実情に応じた移譲ができると考える。	【支障事例】 英語科の新設を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。 市の職員である一方、人事権が異なるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。 中学に入学生と不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。 市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。 【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。 【懸念の解消策】 人事異動はできるだけ広域性が必要であるとの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制にすることにより実情に応じた移譲ができると考える。	【再掲】 3【文部科学省】 (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116) 県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会との県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律3条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律4条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特別制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用が効果的かつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたのみから順次実施する。 また、実施による事務処理特別制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。
H26	970	01.土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・特付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」が都道府県との関係が変じている。 【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いを「協議」に一本化するべきである。	【再掲】 6【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) (16)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(2)条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。
H26	974	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を定める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができ、また、各府県・市町村の3R等への取組の連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【環境省】 (2)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	975	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を定める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができ、また、各府県・市町村の3R等への取組の連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【農林水産省】 (6)食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116)(財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	976	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求め(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	4【経済産業省(12)】【環境省(6)】 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	977	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求め(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	【再掲】 4【環境省(6)】 6【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	978	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	A 権限移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19条、第20条、第39条～40条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【財務省(4)】【厚生労働省(14)】【農林水産省(7)】【経済産業省(4)】 【環境省(3)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(平7法112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	979	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	A 権限移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第6条、第24条	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【財務省(5)】【厚生労働省(15)】【農林水産省(8)】【経済産業省(11)】 【国土交通省(5)】【環境省(5)】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平12法116) 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	980	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県	経済産業省、環境省	A 権限移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37条～38条、第39条、第130～131条	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【経済産業省(12)】【環境省(6)】 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(環境省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	981	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県	環境省、経済産業省	A 権限移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一つの都道府県の区域内のみである場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	【再掲】 4【経済産業省(21)】【環境省(8)】 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	982	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲		農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関係経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限移譲	農商工等連携促進法による事業計画の認定業務 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務 について、関係経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売しにくいケースが散見されている。これは、計画段階における県での販路の分析や支援体制の確保が不十分であることの原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元への支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元が体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるべきである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国には遅れている都道府県であっても、当該地域のみで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をすべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変え、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の原則を定め、県は原則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	【再掲】 4【農林水産省(9)】(経済産業省(18)) 中小企業者・農林水産業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(農林水産省と共掲)【再掲】 (1)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うこと。都道府県との連携を促す。 (2)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携促進法)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。
H26	983	02_農業・農地	都道府県	鹿児島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【規制緩和の必要性】 2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。 【当県における事務の実績】 平成23年から平成25年度で22件発生 所要期間は、約2か月から5か月半	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の同年等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超え農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開闢許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農委委員改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	984	02_農業・農地	都道府県	広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2ヘクタールを超える農地転用都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。	【支障事例】 2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程時間が必要となるため、期々と変化を遂げる経済情勢に基づきビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強い場合もあり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。 【懸念の解消】 国は、現行制度において、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって排水系統を分離し周辺農地に大きな影響をもたらすことなどの慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとして、農地転用許可について県(本県では市町)へ権限移譲済)が行場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)の審査権力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農地法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保に関する基本方針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (2)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の同年等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超え農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開闢許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農委委員改選の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に「調整結果」記載内容
H26	985	02.農業・農地	都道府県	岐阜県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則2項	農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【実情事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のC周辺という企業立地の地好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)や、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致を進めることができる。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27(法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の周年等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(同項の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	986	02.農業・農地	都道府県	神奈川県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条及び第5条、同法附則第2項	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止 ・農地転用許可事務実施調査の廃止	2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止 ・農地転用許可事務実施調査の廃止	開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2〜4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に即した土地利用が可能となる。	
H26	987	02.農業・農地	都道府県	徳島県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地の転用に関する事務	農林水産大臣協議案件(2ha以上)については、協議の義務づけを廃止する。	大臣協議案件については、国において協議しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではないと、結果的に都道府県等に状況の確認を行うことが、申請者にとっては大変な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、協議の義務づけを廃止し、申請者側の負担を軽減する。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27(法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (i)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の周年等の移譲後の措置については、別添を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基盤に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事(同項の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	988	02.農業・農地	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用許可にかかわらず大臣協議の廃止	2ha～4haの農地転用許可にかかわらず大臣協議を廃止し、都道府県知事の専断事項とする。 【改正の必要性】 農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めにくく上り課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかるとのことあり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。	【根拠条文】 平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。 【改正の必要性】 農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めにくく上り課題となっている。 地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。 【具体的な支障事例】 市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかるとのことあり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおむね、農地の総量確保の仕組みの充実に資するものとして、農地転用に係る事務・権限については、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとして、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するものとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開墾許可(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の仕組みも踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	989	02.農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること 【提案事項】 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付けて都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上で支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、都市における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	4【農林水産省】 (4)農地法(第27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のおおむね、農地の総量確保の仕組みの充実に資するものとして、農地転用に係る事務・権限については、地方への移譲等を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めることとして、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案を設定するものとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見の間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開墾許可(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の仕組みも踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	990	02.農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項、第5条第3項	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止	【提案事項】 農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止 【支障事例】 農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付けて都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	4 【農林水産省】 (4)農地法(第27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、先行都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当面の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村)にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長)については、都道府県知事(前項)の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における農地転用(農振法15条の2)に係る事務・権限については、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換の機会も必要を、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	991	02.農業・農地	中核市	大分市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること	【提案事項】 農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止 【支障事例】 農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が審定でき、都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。 【制度改正の必要性】 土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。	
H26	992	02.農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。 【権限移譲の必要性】 ・除余等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。 ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。 ・地域のニーズに対応する土地利用は、地味開発者の意向が強く反映されがちなため、適正な農地保全を行うために、地域の消費者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地利用が可能となる。 【支障事例】 ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことにより、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。 ・農業振興地域内の農用地域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。		
H26	993	02.農業・農地	都道府県	鳥取県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。	【必要性】 農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に即した迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎自治体において総合的な土地利用観点からの判断が迅速にできる)。 農地転用は、畜農業や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも異議無しと回答されているところである。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	4 【農林水産省】 (4)農地法(第27法29)及び農業振興地域の整備に関する法律(第44法58) 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲を行うこととする。 (1)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、先行都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年9月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
											事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基本として従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じて農地転用許可等基盤の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。
H26	106-1	09.土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農用地区域内 河川敷地 河川法第24条関係	駐輪場の設置 河川敷地 河川法第24条関係	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない。公園敷地や河川敷に、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第3条に下り道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設けられる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないとされている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所を設置しても、利用が低く、歩道等での配置、違法駐車となる場合もある。 なお本市の主な場合は、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が乏しい一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多少確保できつつあるが、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者によっての駐輪場確保の向上に繋がり、また、ものの取扱い・前出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているスマートサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用する上で、取捨選択の推進にも繋がる。 このように、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能にしたい。	
H26	106-2	09.土木・建築	中核市	金沢市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第7条 河川敷地 河川法第25条関係	駐輪場の設置 河川敷地 河川法第25条関係	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない。公園敷地や河川敷に、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条に下り道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を設けられる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないとされている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所を設置しても、利用が低く、歩道等での配置、違法駐車となる場合もある。 なお本市の主な場合は、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が乏しい一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多少確保できつつあるが、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者によっての駐輪場確保の向上に繋がり、また、ものの取扱い・前出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているスマートサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用する上で、取捨選択の推進にも繋がる。 このように、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能にしたい。	【国土交通省】 (11)河川法(第39条167) (1)河川敷地の占用許可(24条)について、通知において例示している一般的な施設のほか、駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」等として、占用許可の目的である施設が得られること、地方公共団体に情報提供する。
H26	118-1	03.医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準により、市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」(「参酌基準」又は「標準」)に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定章に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身障でない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題が生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けられない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に10箇所であったものが、現在18箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とするとして、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。		
H26	118-2	03.医療・福祉	都道府県	静岡県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準により、市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」(「参酌基準」又は「標準」)に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定章に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身障でない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題が生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けられない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に10箇所であったものが、現在18箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。 【懸念への対応】 登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とするとして、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。		

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	119-1	03.医療・福祉	都道府県	静岡県		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基礎該当生活介護事業所・基礎該当短期入居事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定められている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」(参照基準)又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基礎整備が進む一方で、障害福祉サービスが身障にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題が生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けた障害者サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入居は1,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基礎該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に10箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基礎該当生活介護・基礎該当短期入居を受け入れる場合、その通りの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の多い利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことが可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防げることができる。 また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。		
H26	119-2	03.医療・福祉	都道府県	静岡県		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第78条の4第3項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1条第3号、第66条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号	小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準の緩和	介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基礎該当生活介護事業所・基礎該当短期入居事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定められている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」(参照基準)又は「標準」に改めることを求める。	【提案の背景】 介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基礎整備が進む一方で、障害福祉サービスが身障にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題が生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けた障害者サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入居は1,557人いる状況である。障害のある方が住み慣れた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基礎該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に10箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。 【制度改正の必要性】 介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基礎該当生活介護・基礎該当短期入居を受け入れる場合、その通りの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の多い利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことが可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。 【懸念への対応】 通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防げることができる。 また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。		
H26	220-1	06.環境・衛生	中核市	尼崎市		B 地方に対する規制緩和	平成18年1月13日付環境省発第060113001号 廃棄物処理法第14(3)改良・改定に係る取組要領	廃棄物処理施設の改良・改定に関する補助要件の緩和	【廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃棄物処理施設と廃棄物処理設備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく変更にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改定については、交付基準「設備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先施の施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等との緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 現在、廃棄物処理施設と廃棄物処理設備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく変更にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改定については、交付基準「設備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先施の施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等との緩和をお願いしたい。	【提案の背景】 【制度改正の必要性】 【懸念への対応】	
H26	220-2	06.環境・衛生	中核市	尼崎市		B 地方に対する規制緩和	平成18年1月13日付環境省発第060113001号 廃棄物処理法第14(3)改良・改定に係る取組要領	廃棄物処理施設の改良・改定に関する補助要件の緩和	【廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃棄物処理施設と廃棄物処理設備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく変更にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改定については、交付基準「設備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先施の施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等との緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 現在、廃棄物処理施設と廃棄物処理設備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく変更にする場合は、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改定については、交付基準「設備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先施の施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。 上記2点の基準等との緩和をお願いしたい。	【提案の背景】 【制度改正の必要性】 【懸念への対応】	
H26	322-1	03.医療・福祉	一般市	萩市		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立	通所介護事業所や在宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	【支援事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービスの量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。近年、在宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを市町村にはなく、都道府県において行われている。市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を限り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	【原簿労働者】 【(1)介護保険法(第9法123)】 【(2)介護保険法の健全かつ円滑な運営のため、介護サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。】	
H26	322-2	03.医療・福祉	一般市	萩市		B 地方に対する規制緩和	介護保険法第70条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条	介護保険サービス事業所や福祉サービス事業所の指定・許可に係る市町村長との事前協議制の確立	通所介護事業所や在宅型有料老人ホーム、障害者福祉サービス等を整備する場合について、都道府県が市町村に対して事前協議を実施することを定める規定の設置を求めるもの。	【支援事例】 市町村においては、介護保険サービスや障害者福祉サービスについて、中期的な見通しに基づき施設の設置やサービスの量の確保の計画を住民の参加を得て策定し、介護保険については、それに基づき介護保険料の設定等を行い、計画的な運営を実施している。近年、在宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービス事業を展開する事業者の進出や新たな障害者福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらのサービス事業についての指定・許可の権限は、地域密着型サービスを市町村にはなく、都道府県において行われている。市町村が策定している計画を考慮することなく、指定・許可の決定を行うことで、新たな事業展開により事業費が市町村の計画値を上回り、市の負担や介護保険料の増加が見込まれる。 【制度改正の必要性】 このように福祉サービス事業の指定・許可は、市町村の財政負担や介護保険料の増加等多大な影響を及ぼすため、全ての福祉施設の設置及びサービス事業の開始について市町村長との事前協議制の確立を限り、市町村長の意見を十分に考慮した指定・許可を行うことができるように制度改正することが必要である。少なくとも、例外なく市町村へ事前情報の提供を行うように制度改正することが必要である。	【原簿労働者】 【(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)】 【(2)障害者福祉サービスの健全かつ円滑な運営のため、障害者福祉サービス事業所の指定の状況の共有等、都道府県及び関係市町村が日常的に十分な連携を図ることが望ましいことについて、地方公共団体に改めて周知する。】	

年	年度別 管理番号	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
									具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	
H26	457-2	10.運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条	観光振興等に係る事務・権限の都道府県等への移譲 国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地づくりの相関窓口	国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 観光地づくり相関窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法】 国際観光ホテル整備法に基づき登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事等が、また、立入検査を実施する(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録後の報告・検査の実施主体が不明な場合が相関窓口から、登録ホテル側にはわかりにくい制度である。現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国120か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相関を行う者にとっては不便であることから、登録を受けよとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 神奈川県における国際観光整備登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当選でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 原館53件、H22:ホテル41件 原館47件、H26現在:ホテル42件 原館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5～10件程度(25は国から依頼なし) 【観光地づくりの相関窓口の移譲】 観光地づくりに関する事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるほか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべしである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたことであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。
H26	575-1	10.運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等へ移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へ規制緩和を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模な路線交通と小規模地域内交通を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式部の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家所有旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるほか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべしである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたことであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。
H26	575-2	10.運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等へ移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へ規制緩和を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模な路線交通と小規模地域内交通を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式部の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家所有旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるほか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべしである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたことであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。
H26	575-3	10.運輸・交通	都道府県	長野県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等へ移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下→規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の「許可」を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へ規制緩和を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模な路線交通と小規模地域内交通を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送車両の保安基準では、室内照明灯や動力式部の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 権限移譲により、交通事業者等の時間的・経済的負担が軽減される。 既に自家所有旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一体的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送に用いる車両の保安基準等は大型車を前提として策定されており、小型コミュニティバスには過剰な規制となっており、最近の過疎地等における小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。また、一般的に、登録制にすることで許可制より事務上の負担が軽減される。登録制としても輸送の安全の一定の確保が図られるほか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられることから、「許可」を「登録」とすべしである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となり公共交通を再構築する」方針がより明確に示されたことであり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」へ搭載)した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。
H26	583-1	09.土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能となった。一方で、河川事業など一部の事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのままとされたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然課題を有していることが出た。地域が真に望む事業実施が困難な状況にあることから、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の情に即した柔軟な運用を要望するものである。 【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助要綱に定める金額要件が、依然として残る事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。一方で、交付金の前向きな活用により、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に即した柔軟な運用を要望するものである。 【支障事例】 ①特定構造物改修事業及び環境改良事業 特定構造物改修事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改修事業の対象外となっている。) また、環境改良事業については、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となること懸念される。 ②準用河川改修事業 当該事業についても、本来の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上)を満たさない規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	583-2	09.土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(14)、イ-8(1)、 ロ-3(13)、(14)、ロ-8(1)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に合った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の風施設のうち492施設(99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) ②準用河川改修事業 当該事業については、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)を満たさない規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
H26	583-3	09.土木・建築	都道府県	山形県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 イ-3(13)、(15)、イ-8(1)、 ロ-3(13)、(15)、ロ-8(1)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に合った柔軟な運用を要望するものである。	【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。 一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な状況にある。 【支障事例】 ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業 特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の風施設のうち492施設(99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。) ②準用河川改修事業 当該事業については、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)を満たさない規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)	
H26	587-1	11.その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計長通知 平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について 厚生労働省大臣官房統計情報部長通知	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務システムについては、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から連携する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量が大幅である。 また、市内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ると、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量が軽減につながる。	【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (1)人口動態調査事務システムの導入・変更に関する申請については、添付書類を簡素化する。 (4)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。
H26	587-2	11.その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計長通知 平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について 厚生労働省大臣官房統計情報部長通知	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務システムについては、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から連携する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量が大幅である。 また、市内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ると、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量が軽減につながる。	【再掲】 【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (1)人口動態調査事務システムの導入・変更に関する申請については、添付書類を簡素化する。 (4)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。
H26	587-3	11.その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成24年7月17日統人発0717第1号「人口動態調査事務システムの導入等に関する申請について」厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計長通知 平成24年7月12日統発0712第1号「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について 厚生労働省大臣官房統計情報部長通知	人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システムの導入等に関する手続の簡素化	①人口動態調査事務システムの導入申請に関する添付書類の廃止 ②人口動態調査事務システムに係るパソコン・プリンター変更時の変更申請の廃止 ③人口動態調査事務システム及び人口動態調査オンライン報告システム関連の申請事務における経由機関(都道府県・保健所)の省略	【制度改正の必要性・支障事例】 人口動態調査事務システムについては、手書き紙媒体での報告方法から、システム導入による事務の簡素化が図られているところであるが、導入を申請するに当たってシステム仕様書を添付する必要があり、導入PCの仕様や接続プリンターに変更があった場合にも、その都度変更申請を提出することとなっている。また、経由機関から連携する必要があるため、利用機関だけでなく、経由機関における事務量が大幅である。 また、市内市町村からのシステム導入・変更申請において承認に半年程度を要するなど、厚生労働省においても事務遅滞が見受けられ、事務の簡素化のために申請を行った市町村が長期にわたり手書き報告で対応せざるを得ないなどの事象が起きている。 【効果】 昨今のパソコン・プリンターは人口動態統計死亡票等に使用する字体に対応しており、導入申請時にチェックする必要性が低いことから、システム導入時の届出書類を省略するとともに、変更申請や経由機関を省略する等、事務の簡素化を図ると、人口動態調査事務システムに係る事務手続きが大幅に簡素化され、市町村、都道府県、厚生労働省それぞれの事務量が軽減につながる。	【再掲】 【厚生労働省】 (15)人口動態調査事務システムの導入等に関する事務 (1)人口動態調査事務システムの導入・変更に関する申請については、添付書類を簡素化する。 (4)人口動態調査事務システムの導入・変更に係る申請及び人口動態調査オンライン報告システムの利用・変更・廃止に係る届出の際の関係機関の経由については、廃止する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	590-1	03.医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	C A又はBに開 連する見直し	麻薬及び向精神薬取締法第24条 第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の 譲受・譲渡許可要件の緩和 と、許可期間の延長	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤できない場合に限り」認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可認めようとする。	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けて、自由に相互融通できない。許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫確保が使用用途に阻害、不良在庫とし、廃棄に至る事例も数多く認められており、緩和と医療学会への譲渡によりは、麻薬取締局の不備は1年間で推計約6億円、廃棄金額は推計約2億円に上るとされている。また、本府薬師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が高い。在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅療とケアに取り組み委員が増え、患者の在宅療養環境が実質改善することが期待される。国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求られていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一協約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(＝麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局も要員を全てそろえることを求めることが、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。	【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (1)麻薬小売業者間で麻薬の譲渡の許可(24条1項、施行規則第9条の2)については、麻薬取締局が定める場合とし、新規の地方の場合に限らずの2)ではなく、同一患者を引き続き調剤が必要な場合も譲り受けられること等について、地方公共団体及び関係団体等に周知する。
H26	590-2	03.医療・福祉	都道府県	京都府、兵庫県	厚生労働省	C A又はBに開 連する見直し	麻薬及び向精神薬取締法第24条 第10項、第11項 同法施行規則第9条の2	医療用麻薬に係る薬局間の 譲受・譲渡許可要件の緩和 と、許可期間の延長	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤できない場合に限り」認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可認めようとする。	薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けて、自由に相互融通できない。許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫確保が使用用途に阻害、不良在庫とし、廃棄に至る事例も数多く認められており、緩和と医療学会への譲渡によりは、麻薬取締局の不備は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円に上るとされている。また、本府薬師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が高い。在庫量の不足以外の緊急性がなくとも通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅療とケアに取り組み委員が増え、患者の在宅療養環境が実質改善することが期待される。国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求られていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一協約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(＝麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局も要員を全てそろえることを求めることが、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。	【厚生労働省】 (6)麻薬及び向精神薬取締法(昭28法14) (1)麻薬小売業者間で麻薬の譲渡の許可(24条1項、施行規則第9条の2)については、有効期間を最長1年から3年に延長するとし、共同申請を迫る場合の輕易な変更届出制度を創設する。
H26	664-1	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	駐車場法施行令第12条 駐車場法施行令第12条	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしておこうという措置により路外駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行が、道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がない想定されるにも関わらず、実際に即応しない措置を行うことになり対応に苦慮している。また、建築物である路外駐車場の換気設備について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車庫も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受け、お対応に苦慮している。【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。【懸念の解消策】 懸念無し	【国土交通省】 6 【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	664-2	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしておこうという措置により路外駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行が、道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がない想定されるにも関わらず、実際に即応しない措置を行うことになり対応に苦慮している。また、建築物である路外駐車場の換気設備について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車庫も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受け、お対応に苦慮している。【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。【懸念の解消策】 懸念無し	【再掲】 6 【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。
H26	664-3	01.土地利用(農 地除く)	指定都市	川崎市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	駐車場法施行令第7条 駐車場法施行令第12条	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に令で定められているため、硬直的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き適用除外の規定がほぼないことから、基準に適合させるため、例えば、公園や交差点からの距離を確保するために、既存駐車場の出入口を狭めるなどの措置をしておこうという措置により路外駐車場の円滑な出入庫に支障を来す場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行が、道路の交差点や、マンションの隅に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入に支障がない想定されるにも関わらず、実際に即応しない措置を行うことになり対応に苦慮している。また、建築物である路外駐車場の換気設備について、施行令第12条では「内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」とあり、「内部の空気の計算方法を国交省に確認したところ、「駐車マスの合計面積×高さ」ではなく、より厳しい「車庫も含む駐車施設面積の合計×高さ」との回答である。一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受け、お対応に苦慮している。【制度改正の必要性】 施行令を適切に運用することにより、逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来していることから、駐車場の配置や周辺状況等を勘案した柔軟な対応ができるよう基準の見直しが必要である。また、建築物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。【懸念の解消策】 懸念無し	【再掲】 6 【国土交通省】 (8)駐車場法(昭32法106) 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)及び換気装置の設置基準(施行令第12条)については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。また、当該技術的基準のうち交差点からの距離に関する事項(施行令第7条1項1号)については、施行令第7条2項に基づき技術的基準を適用しないものとして国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	737-1	09.土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第二編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるが、必ずしも地方の実態を反映したものがないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町と連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響を与えている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28箇所のうち、現行の事業要件を満たすのは22箇所のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は会計事業費が4億円以上とされており、事業規模が小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき策定した対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業要件を廃止する必要がある。	
H26	737-2	09.土木・建築	都道府県	香川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第二編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるが、必ずしも地方の実態を反映したものがないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町と連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響を与えている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28箇所のうち、現行の事業要件を満たすのは22箇所のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は会計事業費が4億円以上とされており、事業規模が小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき策定した対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業要件を廃止する必要がある。	
H26	745-1	11.その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「さき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。そこで、消費者安全法上の国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができれば、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、消費者が事業者処分の一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かに消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	【消費者庁】 (平21法50) (1)消費者安全法(第21条50) (2)多数消費者財産被害事象を発生させた事業者に対する勧告(40条4項)及び命令(40条5項)については、現行制度の下で共同調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
H26	745-2	11.その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法第40条、第44条、第45条 消費者安全法施行令第9条	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。 例えば、都において調査を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事業者が「さき間事業」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。そこで、消費者安全法上の国からの権限の委任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができれば、並行権限を付与していただきたい。 また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。 これにより、消費者が事業者処分の一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かに消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。	【消費者庁】 (平21法50) (1)消費者安全法(第21条50) (2)希望する都道府県等に権限が付与されている、事業者に対する報告徴収及び立入調査等(施行令第9条)については、その対象を当該都道府県等の区域外に所在する事業者にも拡大する。
H26	781-1	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整限の都道府県への移譲	・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう医療拡大地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるように求める。 ※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ・加えて、国が一時的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要も勘案して設定できるように制度を見直すこと。 (1)へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 (2)いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。	【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないよう一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在するところから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 【調整結果】 国の医学部入学生定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。 【移譲に係る効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることとなる。	
H26	781-2	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整限の都道府県への移譲	・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう医療拡大地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるように求める。 ※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム) ・加えて、国が一時的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要も勘案して設定できるように制度を見直すこと。 (1)へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。 (2)いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。	【現行】 臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないよう一定程度の配慮がなされている。 【支障事例】 本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在するところから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。 【調整結果】 国の医学部入学生定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。 【移譲に係る効果】 見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることとなる。	【厚生労働省】 (昭23法201) (1)厚生労働省が指定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直近の研修医採用実績を踏まえ設定される都道府県の調整額に加え、人口、医学部入学生定員、地理的条件等に応じ設定される基礎数も含めて、当該都道府県が各臨床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、平成27年中に結論を得る。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	786-1	09.土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の承認(都道府県知事)の承認への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各部分を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)でることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審査を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	【再掲】 6 【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法21) (4)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) -地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) -伝統的建造物保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(65条の3)
H26	786-2	09.土木・建築	都道府県	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第49条第2項、第68条の2第4項	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の承認(都道府県知事)の承認への移譲	建築基準法第49条第2項中「地方公共団体」を「市町村」に改めるとともに、法第49条第2項及び第68条の2第4項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の「国土交通大臣」の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各部分を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されており、決定にあつても都道府県との協議(町村にあつては同意)でることとされている。 【制度改正の必要性】 これと同様に都道府県知事が市町村の条例による制限の緩和を承認することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実態に即した緩和を行うことができる。 【改正による効果】 建築基準法第48条各項の用途地域の例外許可については、国からの技術的助言等により、建築審査会での調査審査を経ながら、特定行政庁である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	【再掲】 6 【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法21) (4)以下に掲げる事務については、事務の迅速かつ円滑な執行に資するため、国土交通大臣が認めた具体的な事例に関して、地方公共団体に情報提供を行う。 特別用途地区内における地方公共団体の条例による建築基準法の制限緩和(49条2項) -地区計画等の目的を達成するために行う市町村の条例による建築基準法の制限緩和(68条の2第5項) -伝統的建造物保存地区内における市町村の条例による建築基準法の制限緩和(65条の3)
H26	812-1	07.産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域からの規制緩和について ①総合特別計画の変更に係る内閣府認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 ②規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 ③現状対象外となっている5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発現が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	(1)について「これまで計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を要し、4～3回の申請受付の関係で、融資予定日まで認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、(「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなし事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要とすれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されているため、「詳細指指及及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要と事務局一照したところ。回答までに時間を要した。運用方法が明文化されているれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 (2)について「国と地方の協議は年2回に限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が増えれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 (3)について「金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】(2)【内閣府】(1) 総合特別区域法(平23法81) (イ)国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向けの文書で明確化する。
H26	812-2	07.産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域からの規制緩和について ①総合特別計画の変更に係る内閣府認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 ②規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 ③現状対象外となっている5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発現が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	(1)について「これまで計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を要し、4～3回の申請受付の関係で、融資予定日まで認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、(「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなし事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要とすれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されているため、「詳細指指及及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要と事務局一照したところ。回答までに時間を要した。運用方法が明文化されているれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 (2)について「国と地方の協議は年2回に限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が増えれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 (3)について「金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】(2)【内閣府】(1) 総合特別区域法(平23法81) (イ)国際戦略総合特別区域計画の認定(10条及び33条)は通年で受け付けていることと、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力することを、地方公共団体に通知する。
H26	812-3	07.産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域からの規制緩和について ①総合特別計画の変更に係る内閣府認定事項の範囲及び運用上の「軽微な変更」の「届出」制度の明文化 ②規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 ③現状対象外となっている5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発現が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	(1)について「これまで計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を要し、4～3回の申請受付の関係で、融資予定日まで認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への記載が形式的なもの、(「軽微な変更」として明確になり、事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要はなし事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要とすれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されているため、「詳細指指及及び数値目標」の変更に当たり、地域協議会による事前協議が必要と事務局一照したところ。回答までに時間を要した。運用方法が明文化されているれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きができる。 (2)について「国と地方の協議は年2回に限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数が増えれば、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中受付回数についても同様であり、集中受付期間の見直しが必要。 (3)について「金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業スケジュールと密接に関係しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	6【内閣官房】(2)【内閣府】(1) 総合特別区域法(平23法81) (イ)国際戦略総合特別区域支援子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援子補給金(36条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4～5月を追加する。さらに、事業者権限の申請受付については、4～5月の融資を対象とした受付時期を追加する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	812-4	07.産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第35条第7項、第57条、総合特別区域法施行規則第31条等	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における規制緩和について (1)総合特別区域の変更に関する内閣総理大臣の認定事項の範囲及び適用上の経緯の変更に関する規制緩和 (2)上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即時発揮が可能なため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特例措置に係る(国と地方の協議)や金融上の支援措置の集中交付期間の短縮等 (3)融資の実行時期については、3～5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	(1)【1】についてこれまで計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加が必要となる地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の限内で、融資予定日までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る経理大臣認定事項を限定的に特記することで、計画への記載が形式的なもの、(軽微な変更)として明確に、事務局への「届出」で済み、お任せやの変更が可能になる。また、上記の変更は、既に国と協議済みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る必要は全く事後報告で十分であり、「軽微な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われている事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の適用に当たり、地域協議会による事前協議が必要事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運用方法が明文化されていけば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務局が出来る。 (2)【2】について国と地方の協議は年2回に限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活用できず、(1)が認められたとしても、回数に限られており、即座に効果を最大限発揮できない。金融上の支援措置の集中交付回数についても同様であり、集中交付期間の見直しが必要。 (3)【3】について金融上の支援措置は、3～5月までの融資分が対象外となっており、6～2月に融資を行う事業者との不公平が生じている。融資の実行時期は事業者スケジュールと密接に関連しているが、現行の対象期間に融資を行うよう、事業者スケジュールをずらすケースもあり、事業の計画的遂行に支障を来している。	【再掲】 6【内閣官房(2)】【内閣府(1)】 総合特別区域法(平成26法1) (5)国際戦略総合特別区域支援採子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援採子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4-5月を追加する。さらに、事業者選定の申請受付については、4-5月の融資を対象とした受付時期を追加する。	
H26	842-1	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のb、別表6の②(1)(及び二)、表7の5、別表8	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 輸送要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年間の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点から必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。	
H26	842-2	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のb、別表6の②(1)(及び二)、表7の5、別表8	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 輸送要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年間の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点から必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (2)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。	
H26	842-3	10.運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のb、別表6の②(1)(及び二)、表7の5、別表8	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 輸送要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年間の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。 山間部が点在している市町では、複数のフィーダー系統(バスの停留所、鉄軌道駅などで幹線交通に接続して乗り継ぎすることのできる系統)の役割を担う路線があるが、現行の地域内フィーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。 車両の更新は、安全性や路線維持の観点から必要であり、更新(購入)時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。 (詳細は別紙のとおり)	【再掲】 6【国土交通省】 (1)地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。	
H26	861-1	09.土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のため公営住宅建築事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建築事業の定義である現地建築要件を廃止し、非現地建築も公営住宅建築事業とする。 公営住宅建築事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保すること困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建築事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明確請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が継続し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建築事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建築が公営住宅建築事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅の建替については、公営住宅建築事業の施行に係る現地要件(公営住宅の残っていた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建築すること必要とするもの)(2条1号)を満たさない事業については、建替すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一併に排除する趣旨ではないことを、地方公共団体に通知する。
H26	861-2	09.土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のため公営住宅建築事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建築事業の定義である現地建築要件を廃止し、非現地建築も公営住宅建築事業とする。 公営住宅建築事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保すること困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建築事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明確請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が継続し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建築事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建築が公営住宅建築事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅建築事業の施行に係る市街地要件(除却すべき公営住宅が市街地の区域又は市街化が予想される区域内の一定規模以上の土地に集団的に存在することを必要とするもの)(2条1号)については、建替すべき公営住宅が都市計画区域外等の郊外にある場合を一併に排除する趣旨ではないことを、地方公共団体に通知する。

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	861-3	09.土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2条、第36条 公営住宅法施行令第10条	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建設事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建設事業の定義である現地建設要件を廃止して、非現地でも公営住宅建設事業とする。 公営住宅建設事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地の規模である(建替において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要)があることから、従前の戸数以上を当該敷地で確保すること(原則)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建設(法定受替)の定義が外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明確請求権が与えられず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅の売却等に支障)をきたすことがある。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建設が公営住宅建設事業として可能となる。	6【国土交通省】 (4)公営住宅法(昭26法19) (5)公営住宅建設事業の施行に係る戸数要件(新たに整備すべき公営住宅の戸数が従前より公営住宅の戸数以上であること必要とするもの)(36条3号)については、地域の公営住宅に対するニーズが減少している場合には、居住者の再入居を保障することを前提に、同号の「特別の事情」に該当し、新たに整備すべき公営住宅の戸数が入居者の存続戸数を超えていれば足りることを、地方公共団体に通知する。
H26	87-1	09.土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附則第10条 14-12-(1)、14-12-(11)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. 14-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積と緩和。 2. 14-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち憩字支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. 14-12-(11)市緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件②で定められる(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年の人口減少や空き家・廃業店舗の普及及び社会現象にあっており、多くの市町村には子どもたちが外遊びがなくなったり騒音・ゴミ問題、市民に暮らしに利用できず公園である街区公園は、「ホーム前庭」である公園(子供遊具の設置)が地価を下げたという強制的な状況が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標としているが現在約7.0㎡であり、他の中核市と比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても(5)憩字支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されること、地域住民に身近な公園整備が一層推進できることとなる。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の整備が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	
H26	87-2	09.土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附則第10条 14-12-(1)、14-12-(11)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. 14-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積と緩和。 2. 14-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち憩字支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. 14-12-(11)市緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件②で定められる(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年の人口減少や空き家・廃業店舗の普及及び社会現象にあっており、多くの市町村には子どもたちが外遊びがなくなったり騒音・ゴミ問題、市民に暮らしに利用できず公園である街区公園は、「ホーム前庭」である公園(子供遊具の設置)が地価を下げたという強制的な状況が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標としているが現在約7.0㎡であり、他の中核市と比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においても(5)憩字支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入する場合と比べ経費を削減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されること、地域住民に身近な公園整備が一層推進できることとなる。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の整備が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	
H26	872-1	06.環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】交付日:平成17年4月11日(改正:平成26年4月1日) 環境事務次官通知から各都道府県知事あて第二定義2交付対象事業	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付対象要件では、施設の改良・改造の条件が「熱回収設備、省エネルギー化等」につながる設備であることが基準となっており、施設稼働時のCO ₂ 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してはいる。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するため、廃棄物処理施設の統廃合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することとしている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件下で地方債を活用できる制度が創設されたが、施設建設を解体する際は、残留ダioxen対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象とするよう条件を緩和してはいる。	
H26	872-2	06.環境・衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】交付日:平成17年4月11日(改正:平成26年4月1日) 環境事務次官通知から各都道府県知事あて第二定義2交付対象事業	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統廃合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改造に係る事業の交付条件をCO ₂ 排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付対象要件では、施設の改良・改造の条件が「熱回収設備、省エネルギー化等」につながる設備であることが基準となっており、施設稼働時のCO ₂ 排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改造(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してはいる。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するため、廃棄物処理施設の統廃合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することとしている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件下で地方債を活用できる制度が創設されたが、施設建設を解体する際は、残留ダioxen対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象とするよう条件を緩和してはいる。	

年	年度別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	87-3	09.土木・建築	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 附置要綱 イ-12-(1)、イ-12-(11)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象事業のうち緑宅支援場の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。 3. イ-12-(11) 市民緑地等整備事業の埋地公園の整備において、要件会で定められる(平成23年度までは着手された事業に限る。)を恒久措置化。若しくは、期間延長することに緩和。	要約版 【制度改正の経緯】 近年の人口減少に伴って、提案書委員の意見は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもが外遊びをしないとなったこと、また、市民に暮らしやすさと利用可能な公園のある街区公園は、「ゾーン別」の土地の活用と一体的な効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、市民1人当たりの公園面積10㎡以上を目標としているが現在約7.0㎡であり、他の中核市と比較しても少ない状況で、また、街区公園整備の期間が恒久措置化。若しくは、期間延長されること、地域住民に身近な公園整備が一層進んでいく一方、要件緩和されている「防災公園」においても(5)緑宅支援場の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、埋地公園とする場合と比べ経費を削減できる埋地公園については、平成23年度までに着手された事業に限られ、前期公園整備の進捗に支障がもたらされている。 【懸念の解消策】 そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、街区公園整備の期間を恒久措置化。若しくは、期間延長されること、地域住民に身近な公園整備が一層進んでいくこと、民間関係事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公施設管理につながる。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容	
H26	953-1	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成26年度保育緊急保費事業費補助金の国庫補助について(1)(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(1)(H26.4.1厚生労働省発児児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるように、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 ＜地域子育て支援拠点事業＞ 開設時期や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 ＜放課後児童クラブ＞ 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町では小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるように、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 ＜地域子育て支援拠点事業＞ 開設時期や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 ＜放課後児童クラブ＞ 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町では小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	953-2	03.医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成26年度保育緊急保費事業費補助金の国庫補助について(1)(H26.5.29府政共生第383号内閣府事務次官通知) 「放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(1)(H26.4.1厚生労働省発児児0401第15号厚生労働事務次官通知)	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブの補助要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるように、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 ＜地域子育て支援拠点事業＞ 開設時期や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 ＜放課後児童クラブ＞ 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町では小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるように、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 ＜地域子育て支援拠点事業＞ 開設時期や職員配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A町では、町単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 【提案実現の効果】 ・現在、町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 ＜放課後児童クラブ＞ 利用児童数の下限等の要件緩和 【支障事例】 ・市町では小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 【提案実現の効果】 ・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の質向上が期待される。	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	971-1	01.土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)」「規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)」の改正	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合は保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)」「規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)」の改正	一の市町村内で完結する民有保安林において、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに基づき、申請に係る審査期間を短縮するなどの、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の経緯】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)を改正し、(1)(ウ)に、「また、一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。また、規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)(ウ)に「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合は、20ヶ月を追加するなどの措置を講じる。」	一の市町村内で完結する民有保安林において、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに基づき、申請に係る審査期間を短縮するなどの、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の経緯】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)を改正し、(1)(ウ)に、「また、一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。また、規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)(ウ)に「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合は、20ヶ月を追加するなどの措置を講じる。」	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容
H26	971-2	01.土地利用(農地除く)	町村会	全国町村会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)」「規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)」の改正	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合は保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)」「規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)」の改正	一の市町村内で完結する民有保安林において、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに基づき、申請に係る審査期間を短縮するなどの、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の経緯】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)を改正し、(1)(ウ)に、「また、一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。また、規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)(ウ)に「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合は、20ヶ月を追加するなどの措置を講じる。」	一の市町村内で完結する民有保安林において、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに基づき、申請に係る審査期間を短縮するなどの、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の経緯】 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山部長通知)を改正し、(1)(ウ)に、「また、一の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除」などを加える。また、規制緩和推進30年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)(ウ)に「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合は、20ヶ月を追加するなどの措置を講じる。」	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)記載内容